

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第93期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社タムラ製作所
【英訳名】	TAMURA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 直樹
【本店の所在の場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978 - 2031
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号
【電話番号】	東京(03)3978 - 2031
【事務連絡者氏名】	取締役上席執行役員 経営管理本部長 橋口 裕作
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	77,240	68,913	81,176	86,248	84,642
経常利益 (百万円)	917	470	2,891	4,098	3,928
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	186	767	1,797	3,106	1,783
包括利益 (百万円)	289	840	5,026	6,305	1,024
純資産額 (百万円)	27,773	28,135	31,895	38,164	36,448
総資産額 (百万円)	67,004	66,658	74,767	80,255	76,788
1株当たり純資産額 (円)	337.58	341.91	386.77	463.03	442.05
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	2.39	9.35	21.92	37.88	21.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	2.38	-	21.81	37.68	21.62
自己資本比率 (%)	41.32	42.08	42.43	47.31	47.21
自己資本利益率 (%)	0.70	2.75	6.02	8.91	4.81
株価収益率 (倍)	95.80	-	11.91	11.67	13.75
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	196	3,630	2,940	3,132	8,345
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,179	1,715	3,475	1,888	2,199
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,174	1,959	1,335	1,839	2,674
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	9,588	9,943	11,973	11,689	15,017
従業員数 (名)	6,713	6,773	6,131	5,874	5,634

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第90期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第90期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	43,907	35,468	38,530	40,375	41,440
経常利益 (百万円)	455	148	1,565	1,447	2,285
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	101	456	1,265	627	727
資本金 (百万円)	11,829	11,829	11,829	11,829	11,829
発行済株式総数 (株)	82,771,473	82,771,473	82,771,473	82,771,473	82,771,473
純資産額 (百万円)	31,796	31,110	32,261	32,690	32,611
総資産額 (百万円)	60,480	59,508	61,024	60,483	60,469
1株当たり純資産額 (円)	386.63	378.18	392.15	397.28	396.18
1株当たり配当額 (円)	6.00	3.00	6.00	7.00	7.00
(内 1株当たり中間配当額) (円)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)	(3.00)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	1.30	5.57	15.43	7.65	8.88
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	1.30	-	15.36	7.61	8.83
自己資本比率 (%)	52.42	52.13	52.70	53.86	53.73
自己資本利益率 (%)	0.33	1.46	4.01	1.94	2.24
株価収益率 (倍)	175.56	-	16.91	57.78	33.68
配当性向 (%)	460.00	-	38.88	91.52	78.84
従業員数 (名)	1,027	1,004	886	866	869

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第92期の1株当たり配当額には、創業90周年記念配当1円を含んでおります。

3. 第90期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第90期の株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2【沿革】

大正13年5月創業者故田村得松が、当時の東京市淀橋区に個人経営によるタムララジオスターを開業、ラジオ受信機及び通信用変成器等の製作販売を始めました。当時わが国はラジオ放送を開始したばかりでラジオ受信機、放送機器等の部品は外国製品に劣っていたため高性能の部品はすべて輸入にたよらねばならない状態でありました。

特に低周波変成器はその性能が甚だしく劣っておりましたので、当社はこれらの研究に約3年を重ね、昭和の初期からその製品を市場に送り出したところ幸いにしてその価値を認められ、以後順調に発展し、昭和14年11月に株式会社組織とし、次のような発展経過を経て今日に至りました。

昭和14年11月	東京都新宿区に資本金18万円を以て株式会社タムラ製作所設立
19年9月	東京都練馬区に東京工場新設
21年4月	逓信省指定業者となり昭和27年日本電信電話公社発足に伴ない指定業者となる
32年1月	航空機用通信変成器のM I L規格認定を受ける
33年9月	電子化学材料の開発製造専門工場としてタムラ化研株式会社を設立（埼玉県入間市） （平成22年4月、当社へ吸収合併）
33年12月	東京工場が小型電源変成器の日本工業規格（J I S）表示工場となる
36年10月	東京証券取引所市場第二部に上場
38年6月	東京都練馬区に本社を移転
41年10月	宮城県栗原市に若柳電子工業株式会社を設立（平成24年10月、(株)若柳タムラ製作所へ社名変更）
44年4月	埼玉県川越市にタムラ精工株式会社を設立、鉄芯、その他の製造開始 （平成22年4月、当社へ吸収合併）
47年10月	マレーシアにタムラ電子（マレーシア）株式会社を設立、変成器の製造並びに輸出開始
48年6月	香港に大宏産業有限公司を設立 （平成5年7月、田村電子（香港）有限公司へ社名変更、その後平成23年4月、田村香港有限公司へ社名変更）
54年9月	東京証券取引所市場第一部に上場
55年3月	埼玉県坂戸市に坂戸事業所を新設、産業用及び民生用電子部品を製造
61年4月	埼玉県狭山市に株式会社タムラ流通センターを設立（平成2年8月、埼玉県川越市に移転）
61年10月	アメリカ・カリフォルニア州にタムラ・コーポレーション・オブ・アメリカを設立
62年11月	福島県大沼郡に株式会社社会津タムラ製作所を設立
平成元年1月	英国にタムラ・ヒンチュリー・リミテッドを設立 （平成16年8月、タムラ・ヨーロッパ・リミテッドへ社名変更）
2年9月	東京証券取引所 貸借銘柄に選定
6年3月	電源事業部ISO9001認証を取得
6年5月	シンガポール、香港に支店を設置
7年4月	埼玉県狭山市に株式会社タムラエフエーシステムを設立 （平成22年4月、当社へ吸収合併）
8年12月	通信システム事業部・情報システム事業部ISO9001認証を取得
12年3月	東京事業所及び坂戸事業所ISO14001認証を取得
13年7月	台湾に太平洋田村科技股份有限公司を設立 （平成17年7月、田村科技股份有限公司へ社名変更）
16年3月	タイにタムラ電子（タイランド）株式会社を設立 （平成23年5月、タムラタイランド株式会社へ社名変更）
18年2月	米国子会社タムラ・コーポレーション・オブ・アメリカが電源事業を買収し、メキシコにタムラ電子（メキシコ）株式会社を設立
20年5月	株式会社光波（東京都練馬区）の株式を公開買付けにより取得し、連結子会社化 （平成23年8月、株式交換により完全子会社化）
21年4月	狭山事業所にデバイス棟を建設、LEDの開発を開始
22年4月	英国子会社タムラ・ヨーロッパ・リミテッドがROMARSH LIMITEDの株式を取得し、連結子会社化
22年10月	アセアン事業を再編成し、シンガポール支店を廃止し、タムラシンガポール株式会社をアセアン地区の統括会社兼販売会社とする
23年10月	中国事業を再編成し、香港支店を廃止し、田村香港有限公司を中国地区の統括会社兼販売会社とする
24年6月	ブラジルIndusul社の株式をブラジル資本と共に合併にて買収し、ブラジルにおける大型トランスの製造拠点を設立
25年10月	児玉工場（埼玉県児玉郡）敷地内に新工場を建設

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社43社及び関連会社2社で構成され、電子部品、電子化学実装及び情報機器の製造販売を主な事業とし、更に各事業に関連する物流及び研究開発等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる報告セグメントの区分と同一であり、「その他事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

電子部品関連事業

当社が製造販売するほか、国内及び海外の製造子会社でも委託製造を行い、その製品を当社が仕入れて販売すると共に、製造子会社から直接に海外の販売子会社に出荷し販売を行っております。

< 主な子会社 >

(株)光波	田村精工電子(常熟)(有)
(株)若柳タムラ製作所	(株)韓国タムラ
(株)会津タムラ製作所	タムラ電子(マレーシア)(株)
田村香港(有)	タムラタイランド(株)
田村電子(深圳)(有)	タムラ・ヨーロッパ・リミテッド
田村電子(惠州)(有)	タムラ・コーポレーション・オブ・アメリカ
安全電具(惠州)(有)	Op-Seed Co., (BD) Ltd.
田村(中国)企業管理(有)	

電子化学実装関連事業

当社が製造販売するほか、海外の製造子会社でも委託製造を行い、その製品を当社が仕入れて販売すると共に、製造子会社から直接に海外の販売子会社に出荷し販売を行っております。

< 主な子会社 >

田村香港(有)	タムラシンガポール(株)
上海祥楽田村電化工業(有)	タムラ化研(マレーシア)(株)
田村化研(東莞)(有)	タムラタイランド(株)
田村電子材料(天津)(有)	タムラ化研(U.K.)(株)
田村化研科技(股)	タムラ化研(アメリカ)(株)
タムラ化学韓国(株)	田村自動化系統(蘇州)(有)
(株)韓国タムラ	

情報機器関連事業

当社が国内の製造子会社に製造委託して、その製品を当社が仕入れて販売すると共に、販売子会社に出荷し販売を行っております。

< 主な子会社 >

(株)会津タムラ製作所
(株)韓国タムラ

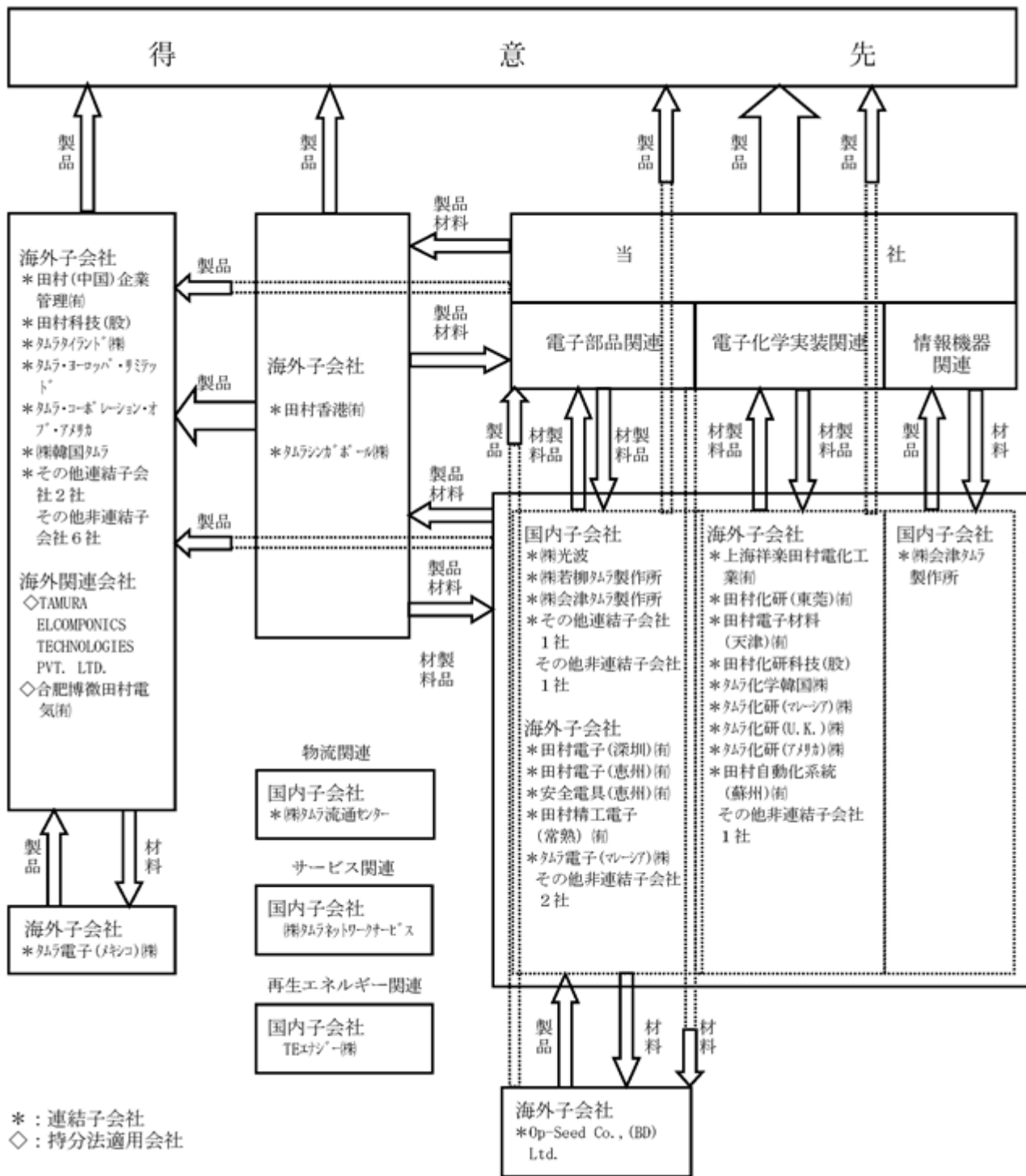
その他事業

国内において、子会社が運輸・倉庫業を行っております。

< 主な子会社 >

(株)タムラ流通センター

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容		
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
(連結子会社)								
㈱光波 (注)3	東京都練馬区	3,331	電子部品関連事業	100.0		資金の借入	材料売上 材料・商品購入	事務所棟貸与
㈱若柳タムラ製作所	宮城県栗原市	250	電子部品関連事業	100.0		資金の貸付	商品購入	
㈱会津タムラ製作所(注)3	福島県大沼郡	95	電子部品関連事業、情報機器関連事業	100.0		資金の貸付	商品購入	工場用地貸与
㈱タムラ流通センター	埼玉県川越市	20	その他事業	100.0			運賃	倉庫、倉庫用地貸与
㈱群馬タムラ製作所	群馬県沼田市	350	電子部品関連事業	100.0		資金の貸付		
田村香港(有) TAMURA CORPORATION OF HONG KONG LTD. (注)3	香港新界	US\$ 66,942,852	電子部品関連事業、電子化学実装関連事業	100.0		債務保証	材料・商品 売上 商品購入	
田村電子(深圳)(有) (注)3	中華人民共和国 広東省深圳市	RMB 136,693,021	電子部品関連事業	100.0 (100.0)				
田村電子(惠州)(有)	中華人民共和国 広東省惠州市	RMB 74,530,965	電子部品関連事業	100.0 (100.0)				
安全電具(惠州)(有)	中華人民共和国 広東省惠州市	RMB 26,039,971	電子部品関連事業	100.0 (100.0)				
田村(中国)企業管理(有) (注)4	中華人民共和国 上海市	RMB 31,228,560	電子部品関連事業	100.0 (100.0)			商品売上 商品購入	
田村精工電子(常熟)(有)	中華人民共和国 江蘇省常熟市	RMB 15,578,825	電子部品関連事業	100.0			材料・商品 売上	
田村科技(股)	中華民国 台湾省台北市	NT\$ 100,000,000	電子部品関連事業	100.0			商品売上	
㈱韓国タムラ TAMURA CORPORATION OF KOREA	大韓民国 京畿道	₩ 1,500,000,000	電子部品関連事業、電子化学実装関連事業、情報機器関連事業	60.0			商品売上	
タムラシンガポール(株) TAMURA CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	US\$ 12,251,395	電子化学実装関連事業	100.0		債務保証	材料・商品 売上 商品購入	
タムラ電子(マレーシア)(株) TAMURA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	M\$ 16,664,250	電子部品関連事業	100.0 (100.0)		債務保証	材料・商品 売上 商品購入	
タムラタイランド(株) TAMURA CORPORATION (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク市	THB 10,000,000	電子部品関連事業、電子化学実装関連事業	100.0 (100.0)			商品売上	
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド TAMURA EUROPE LIMITED (注)3	英国 ウィルトシャイヤー州	EUR 15,368,313	電子部品関連事業	100.0		債務保証	商品売上	
ROMARSH LIMITED	英国 ウィルトシャイヤー州	STG 418,936	電子部品関連事業	100.0 (100.0)				

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容		
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	資金援助等	営業上の取引	設備の賃貸借
タムラ・コーポレーション・ オブ・アメリカ TAMURA CORPORATION OF AMERICA	米国 カリフォルニア 州	US\$ 8,345,006	電子部品関連 事業	100.0		資金の貸付 債務保証	商品売上	
タムラ電子(メキシコ)㈱ TAMURA POWER TECHNOLOGIES DE MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ バハ・カリフォル ニア州	MXN 7,982,634	電子部品関連 事業	100.0 (100.0)				
OP-SEED CO., (BD) LTD.	バングラデシュ 人民共和国 チッタゴン市 特別輸出加工区	BDT 841,314,907	電子部品関連 事業	100.0 (100.0)		資金の貸付	材料売上 商品購入	
上海祥楽田村電化工業(有)	中華人民共和国 上海市	RMB 64,735,742	電子化学実装 関連事業	100.0			材料・商品 売上 材料・商品 購入	
田村化研(東莞)(有) (注)3	中華人民共和国 広東省東莞市	RMB 122,351,248	電子化学実装 関連事業	100.0 (100.0)				
田村電子材料(天津)(有)	中華人民共和国 天津市	RMB 22,696,503	電子化学実装 関連事業	100.0 (100.0)			商品売上	
田村化研科技(股)	中華民国 台湾省台北市	NT\$ 165,000,000	電子化学実装 関連事業	100.0		債務保証	材料・商品 売上	
タムラ化学韓国㈱ TAMURA CHEMICAL KOREA CO., LTD.	大韓民国 京畿道	₩ 1,200,000,000	電子化学実装 関連事業	100.0			材料・商品 売上	
タムラ化研(マレーシア)㈱ TAMURA KAKEN (M) SDN. BHD.	マレーシア セランゴール州	MY\$ 2,000,000	電子化学実装 関連事業	100.0 (100.0)			商品売上	
タムラ化研(U.K.)㈱ TAMURA KAKEN (U.K.) LTD.	英国 ノーザンプトン 州	STG 770,000	電子化学実装 関連事業	100.0		債務保証	材料・商品 売上	
タムラ化研(アメリカ)㈱ TAMURA KAKEN CORP., U.S.A.	米国 カリフォルニア 州	US\$ 2,300,000	電子化学実装 関連事業	100.0			材料・商品 売上	
田村自動化系統(蘇州)(有)	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	RMB 17,833,640	電子化学実装 関連事業	100.0		資金の貸付	材料・商品 売上 商品購入	
タムラマシナリータイランド ㈱ TAMURA MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国 バンコク市	THB 2,050,000	電子化学実装 関連事業	100.0 (100.0)				
(持分法適用関連会社) TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD.	インド共和国 カルナータカ州	INR 45,356,100	電子部品関連 事業	49.9 (49.9)				
合肥博微田村電気(有)	中華人民共和国 安徽省合肥市	RMB 54,172,165	電子部品関連 事業	50.0 (50.0)				

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3. 特定子会社であります。

4. 田村(中国)企業管理(有)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	15,136百万円
	(2) 経常利益	390百万円
	(3) 当期純利益	288百万円
	(4) 純資産額	1,340百万円
	(5) 総資産額	4,571百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
電子部品関連事業	4,471
電子化学実装関連事業	895
情報機器関連事業	126
報告セグメント計	5,492
その他事業	50
全社(共通)	92
合計	5,634

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門及び未来開発研究部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
869	41.2	14.5	6,349

セグメントの名称	従業員数(名)
電子部品関連事業	340
電子化学実装関連事業	346
情報機器関連事業	78
報告セグメント計	764
その他事業	13
全社(共通)	92
合計	869

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、本社部門及び未来開発研究部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はタムラ製作所労働組合と称し、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に属し、単組として現在労使相互信頼の理念をもって、生産性向上の推進に一丸努力している民主的かつ、近代的組合であります。

最近1年間における特記事項はありません。

また、子会社には労働組合はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における世界経済は、米国市場が比較的堅調に推移した一方で、中国をはじめとした新興国経済は減速基調が続き、その影響を受けて日本市場も鈍化傾向で推移いたしました。こうした市場環境のもと、当社グループに関わるエレクトロニクス市場では、産業機械やスマートフォン関連などの製品出荷が力強さを欠く展開となりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の状況といたしまして、売上高は846億4千2百万円（前期比1.9%減）とやや減収となりました。利益面においては、きめ細かな個別顧客対応や原価改善・管理の徹底により収益の確保に努め、営業利益は42億6千6百万円（同5.9%増）と増加いたしました。一方、年初からの円高により営業外費用で為替差損4億8千8百万円が発生し、経常利益を39億2千8百万円（同4.2%減）と押し下げました。また、子会社の事業再構築に伴い繰延税金資産の取崩しを1億7千7百万円計上、さらに業績好調な海外子会社からの利益還元強化に付随して、将来の配当により親会社において追加納付が見込まれる税金額を法人税等調整額に4億3千9百万円計上いたしました。これらにより親会社株主に帰属する当期純利益は、17億8千3百万円（同42.6%減）と減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去及び本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

電子部品関連事業

電子部品関連事業における産業機械やエネルギー関連は、中国や新興国、欧州市場の不透明感などを背景に弱含みで推移いたしました。また、LED関連は、アミューズメント向けの需要低下などにより、売上が減少いたしました。一方でエアコンやエコカー関連は、秋口以降は新モデル量産対応や顧客開拓などにより、厳しい市場環境ながら比較的堅調な売上を確保いたしました。

その結果、売上高は546億2千5百万円（前期比5.4%減）、セグメント利益は9億7千4百万円（同34.5%減）と、減収減益となりました。

電子化学実装関連事業

電子化学事業では、夏場以降スマートフォン新モデル向けのソルダーレジストの生産が立ち上がりましたが、当初見込みより弱含みの展開となりました。また、市場減速に伴い取扱製品の売上は全般に力強さを欠きましたが、生産工程の改善などにより収益確保に努めました。また、実装装置事業は、自動車関連や電子部品メーカーなどの設備投資需要や、省力化ニーズに応える製品の拡販活動を国内外で展開いたしました。

その結果、売上高は248億7千2百万円（前期比1.8%増）、セグメント利益は31億8千2百万円（同8.2%増）と、増収増益となりました。

情報機器関連事業

情報機器関連事業では、音声卓（ミキサー）のフラッグシップモデル“NTシリーズ”のキー局・地方局への納入が好評のうちに続いております。また、国内市場におけるセキュリティ関連機器の需要が継続すると共に、期末には駅用ワイヤレスマイクの更新需要も取り込み、堅調に推移いたしました。

その結果、売上高は52億8千3百万円（前期比26.3%増）、セグメント利益は6億7千8百万円（同78.9%増）と、増収増益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）につきましては、主に営業活動によるキャッシュ・フローが増加したため、前連結会計年度末に比べ33億2千7百万円増加し、150億1千7百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は83億4千5百万円で、前連結会計年度に比べ52億1千2百万円獲得額が増加（前期比166.4%増）しました。これは主に売上債権及びたな卸資産が減少したことなどによりです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は21億9千9百万円で、前連結会計年度に比べ3億1千万円使用額が増加（前期比16.5%増）しました。これは主に国内子会社の本社売却による収入が計上された前連結会計年度に比べ、有形固定資産の売却による収入が減少したことなどによりです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は26億7千4百万円で、前連結会計年度に比べ8億3千4百万円使用額が増加（前期比45.4%増）しました。これは主に短期借入金の返済による支出などによりです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
電子部品関連事業	53,154	92.9
電子化学実装関連事業	24,227	100.8
情報機器関連事業	5,464	133.3
報告セグメント計	82,846	97.1
その他事業	76	603.3
合計	82,923	97.1

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 金額は、販売価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
電子部品関連事業	54,967	91.4	21,323	101.7
電子化学実装関連事業	25,022	102.8	2,144	115.1
情報機器関連事業	5,067	109.3	1,487	89.0
報告セグメント計	85,057	95.4	24,955	101.9
その他事業	54	257.4	7	
合計	85,112	95.4	24,962	101.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
電子部品関連事業	54,602	94.6
電子化学実装関連事業	24,741	101.5
情報機器関連事業	5,251	127.4
報告セグメント計	84,595	98.1
その他事業	47	223.8
合計	84,642	98.1

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループが対処すべき当面の課題は以下のとおりであります。

立派な製品を作り、成長への道筋を作る

当社グループでは、将来の収益源を目指す製品を「戦略製品」と位置付け、開発・生産・販売を進めてまいりました。しかしながら、前中期計画では十分な売上実績をあげることができず、これらの開発や生産に要した投資も、多くが回収に至りませんでした。このような結果を反省し、第11次中期経営計画では製品技術マーケティングの強化により、「戦略製品」の成長への道筋を明確化させると共に、市場への「目利き」感度を高め、投資判断をタイムリーに進めてまいります。具体的には、「戦略製品」の早期育成が必須な際は、M & Aや協業なども視野に入れて取り組む一方、これ以上開発を進めても市場価値が望めないと判断した場合は早期に開発を中止し、強化が必要な分野に経営資源を集中して、開発投資効率の改善を図ってまいります。

健全な経営体質を作る

原材料価格や為替の変動、海外の給与水準の上昇、グローバル競争の激化や客先からのコストダウン要求など、様々な要因で製品コストは日々変化しております。販売会社における最終客先への販売価格と、製造会社や流通拠点における各種費用を、品目別に連結で算出した利益を当社では「つなぎ利益」と呼んでおります。前中期計画では「つなぎ利益」の監視により、不採算品目の削減に取り組みました。第11次中期経営計画では、引き続き「つなぎ利益」の監視を進めていくと共に、今後は品目別利益分析を高利益品の拡大にも活用して、収益拡大を目指してまいります。

最適なグローバル体制を作る

当社グループが今後も健全に成長していくためには、従来からの日本中心・日系企業中心の取引だけでは難しく、第11次中期経営計画では非日系顧客への売上比率を30%以上へ拡大することを目指しております。それを実現するために、まず第1に、現地のナショナルスタッフが現地の顧客に対して、地域に根差した製品開発から承認取得までをスピーディに展開する「地開（開発）地承（承認）」の取り組みを推進してまいります。第2に、グループ各拠点の業務の見直しを行い、グローバルで最適な役割配置を進めます。海外に関する業務は現地完結型に移行し、コストの高い日本は付加価値の高い業務に集中いたします。また、役目を終えた拠点や業務は整理統合を進め、グローバルで戦えるコスト競争力と収益性を確保してまいります。第3に、これらの活動の主役は現地の人材にあるとして、ナショナルスタッフの育成・登用をグループ全体で推進してまいります。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、会社を支配する者の在り方は、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。しかしながら株式の大量買付行為の中には、その目的等からみて当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものや、株主に株式の売却を強要するおそれのあるものなどの買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えており、このような不適切な買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要であると考えております。

基本方針実現に資する特別な取り組みの概要

優秀な製品を通して社会に貢献すること。当社が掲げる理念は、1924年の創業から、よりグローバルなフィールドで事業展開している今日まで変わることはありません。その一貫した理念のもと、当社は「オンリーワン・カンパニーの実現」をコーポレートスローガンに掲げ、「ミッション・ビジョン・ガイドライン」より構成される「タムラ・グループミッション・ステートメント」を制定しております。

また、当社は、経営理念に基づき中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて取り組みを進めております。

基本方針に照らして不適切なものに支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社の発行済株式総数の20%を超えるような株式の買付又は公開買付行為に関するルールを平成18年6月に「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」として定めており、平成26年6月26日開催の定時株主総会にて、内容を一部改定の上更新のご承認をいただいております。

対応方針の概要は次のとおりであります。

- 1) 事前に買付者等が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること
- 2) 当社取締役会により当該大規模買付行為の一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間が経過した後大規模買付行為を開始すること
- 3) 当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること
- 4) 当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取締役会から独立した組織である特別委員会を設置すること
- 5) 特別委員会は、対抗措置の発動の是非について、特別委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告・助言を行うこと

6) 当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しつつ、最終的な決定を行うこと

なお、詳細は当社ホームページ (<http://www.tamura-ss.co.jp>) をご参照願います。

本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主のために特定株式保有者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3) 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告等を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については、株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

5) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、平成26年6月26日開催の定時株主総会決議により更新されたものであり、株主の意向が反映されたものとなっております。

6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会の決議又は当社取締役会の決議で廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役会の構成員につき期差任期制を採用していないため、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存です。なお、文中の将来に関する事項は当連結会計年度末において、当社グループが判断したものであります。

(1) 国際的活動及び海外進出に潜在するリスク

当社グループの生産活動の多くは中国・アセアン地域に進出しており、販売活動はほぼ全世界的に行っております。これらの海外市場への事業進出には以下のようないくつかのリスクが潜在しております。

テロ、戦争、暴動等の要因による社会的混乱

予期しない法律又は規制の変更

政治的、地政学的な要因による不利益

人材の採用と確保の難しさ

当社グループは競争力のある製品の製造とコスト削減のため中国に生産拠点を拡大しております。しかし、中国における政治又は法環境の変化、労働力の不足、経済状況の変化、反日デモの再発など予期せぬ事象により生産活動の遂行に問題が生じる可能性があります。

また、当社グループが事業拠点を置く国又は地域で新型インフルエンザ等が蔓延したような場合、状況によっては、工場操業停止による生産ストップ、あるいは従業員の出勤抑制、部品調達や工場操業が困難になるなどの問題が発生する可能性があります。

(2) 為替リスク

当社グループは、全世界的に事業展開をしており、外貨建取引から生じる資産及び負債の日本円換算額に影響を与える可能性があります。また、為替動向は外貨建で取引されている製品価格及び受注獲得にも影響を与える可能性があります。さらに海外子会社の財務諸表を円換算する際にも影響を与える可能性があります。当社グループは外国為替リスクを軽減し、またこれを回避するために様々な手段を講じておりますが、急激な円高局面では為替相場の変動によって当社グループの事業、業績及び財務状況が悪影響を受ける可能性があります。

(3) 価格競争

特に電子部品関連事業においては、競合他社の生産が賃金の安い中国・アセアン地域に移転すると共に、地場メーカーとの価格競争により販売単価の低下が進んでおり、コスト面の対応が必要な状況となっております。価格競争は激化しつつあり、今後一層の価格低下が進むものと予想されます。当社は拡大する市場の中でシェアを確保していくため、コストの削減を進め、価格低下に対応していく方針ですが、今後の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 原材料価格の高騰

当社グループの製品は、素材価格の相場変動により原価内容に大きな影響を受けます。電子部品関連事業において主力のトランス（変成器）の原材料のほとんどを銅・鉄・原油精製品（プラスチック類）といった素材が占めており、電子化学実装関連事業においては石油化学素材・金属素材・鋼材を原材料として多く使用しております。これら素材価格の世界的な需給バランスの変動あるいは投機的な相場変動による価格高騰局面では、そのリスクを軽減又は回避するための手段を講じておりますが、原価が上昇する可能性があります。反面、顧客への価格転嫁は、競合他社との価格競争が激化し販売単価の値下げ要求が厳しい中では容易ではなく、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 在庫リスク

当社グループのうち、特に電子部品関連事業では、顧客仕様による受注販売が中心であり、かつ、短納期であることから顧客からの正式受注によらず、顧客から提示される需要見通し（フォアキャスト）並びに市場動向を勘案した当社判断に基づく見込み受注による材料手配・生産計画による生産を行う場合があります。見込み受注に狂いが生じた場合は、これに伴う損失の補償を顧客に転嫁させることは出来ず、当社グループが在庫リスクを負うことになり、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 顧客に対する信用リスク

当社グループは、顧客に対するほとんどの取引を代金後払いで販売しております。多額の売掛金を有する顧客が、財務上の問題に直面した場合、当社グループの業績及び財務状況は悪影響を受ける可能性があります。

(7) 製品補償

当社グループは、顧客に認められる品質管理基準により各種製品の品質には万全を期して製造しておりますが、全ての製品に欠陥が皆無という保証はなく、当社の設計・生産・品質管理等に起因する損害賠償につき、製品補償を求償される可能性があります。また、製造物責任賠償については保険に加入しておりますが、この保険で最終的に負担する賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。大規模な製品補償や製造物責任賠償につながるような製品の欠陥は、多額なコストや当社の評価に重大な影響を与え、業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 知的財産権に関するリスク

当社グループは、独自に開発した設計・製造過程に関する技術及び製品等の特許権その他の知的財産権を所有し、現在もさらなる研究開発活動を進めております。一般的に、特許権取得の手続きは時間と多額の費用がかかり、現在及び将来出願する特許のすべてが登録されるとは限りません。また当社グループの特許が淘汰される可能性は常に存在しております。仮に当社グループの研究開発を超える優れた開発が第三者によりなされた場合には、当社グループの事業戦略や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないよう留意し、調査を行っておりますが、全ての知的財産権を完全に調査完了することは時間・コスト・技術的観点より困難であり、また特許権利者が自己の知的財産権をどのように解釈し、どの範囲まで権利行使手続きを行うかを予想することは極めて困難であります。従いまして、万一、当社グループの製品が第三者の知的財産権に近似する場合には、当該第三者より損害賠償請求、使用差し止め等の訴えを起こされる可能性、並びに当該知的財産権に関する対価の支払等が発生する可能性があります。このような場合、当社グループの経営成績及び今後の事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 格付け低下のリスク

当社は格付機関により格付けを取得しておりますが、格付機関が当社の格付けを引き下げた場合、当社グループの今後の資金調達金利に悪影響を及ぼすことがあり得ます。

(10) 退職給付債務

当社グループは、日本の会計基準に従い、退職給付債務を計上しておりますが、退職給付制度及び退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（割引率、長期期待運用収益率等）について再検討する必要が生じる可能性並びに年金資産の運用環境の悪化等から、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自然災害や事故等のリスク

当社グループは、日本及び世界各地に製造拠点等の設備を有しており、大規模な地震、水害等の自然災害や火災等の事故が発生した場合には、設備の損壊、電力・ガス等の供給停止による事業所の機能停止、サプライチェーンの混乱による部材調達難等により、当社グループの経営成績や事業展開に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、「オンリーワン・カンパニーの実現」を経営スローガンに、タムラならではの「オンリーワン技術」で市場ニーズに応える製品づくりを目指して、研究開発活動を推進しております。

当連結会計年度における研究開発活動は、環境・エネルギー関連製品や、スマートフォン・タブレット関連、車載関連など、成長市場で期待される技術開発を積極的に進めました。

当連結会計年度における各セグメント別の研究開発活動は、次のとおりであります。

なお、研究開発費については、各セグメントに配分できない未来開発研究費用3億9千9百万円が含まれており、当連結会計年度の研究開発費の総額は12億4千万円となっております。

電子部品関連事業

“環境”・“エネルギー”など、未来に繋がる分野を見極め、素材開発からユニット製品まで幅広く開発を進めております。

主な研究開発内容と開発成果は次のとおりであります。

- ・リアクタの巻き線部分をパイプ状の管のように加工し、その中に水を通しながら冷やす直冷式を採用することで、お客様の仕様にあわせてリアクタの小型化を可能とした、直流送電用の水冷式可飽和リアクタを開発いたしました。
- ・電線と抵抗器本体の接続箇所を内蔵したメタルクラッド抵抗器「TS30Gシリーズ」を開発いたしました。自動車や産業機器などの電源向けに販売を開始いたしました。

研究開発費用は、8千9百万円であります。

電子化学実装関連事業

電子化学材料から実装装置まで、エレクトロニクス実装における幅広い分野においてコア技術開発・製品開発を推進しております。スマートフォン・タブレットPC市場、車載市場、太陽光などのエネルギー市場の3分野をターゲットに、市場ニーズに応える製品の開発を進めております。

主な研究開発内容と開発成果は次のとおりであります。

- ・感光性樹脂の感度を高め、感光波長域の広帯域化を行うことにより、必要な露光量が50mJ/cm²と少ない、ダイレクトイメージング向けソルダーレジストを開発いたしました。
- ・スマートフォンなどのタッチパネル向けに、酸化インジウムスズの透明導電膜にインクジェット方式で塗布できる透明絶縁材を開発いたしました。
- ・流線型のフォルムに進化したN₂リフロー装置「TNV-Ver. シリーズ」を開発いたしました。フラックス回収ボックスを大型化し冷却能力を高めて回収能力を向上させました。それによりメンテナンス周期の長期化に貢献しています。また、効率よく加熱できるパネル装備を取り入れ、加熱力を要する多層基板などの生産への対応力を上げ、窒素消費量の削減も実現いたしました。

研究開発費用は、4億2百万円であります。

情報機器関連事業

設備投資需要の緩やかな回復を背景に、多様化する情報サービスのニーズに対応した開発を推進いたしました。

主な研究開発内容と開発成果は次のとおりであります。

- ・当社と日本放送協会（NHK）様でデジタル音声卓（ミキサー）「NT900」を共同開発いたしました。デジタル音声調整卓「NT900」は、音質、機能、デザイン、操作性の全てにこだわったデジタル音声卓「NTシリーズ」の機能を受け継ぎつつ、スーパーハイビジョン番組制作、「22.2マルチチャンネル音響」の音声収録、編集に適した製品です。

研究開発費用は、3億4千7百万円であります。

未来開発関連事業

- ・当社コアテクノロジー本部と株式会社光波、国立研究開発法人物質・材料研究機構は共同で、青色LD（レーザーダイオード）を励起光源とした超高輝度でハイパワーな白色照明に最適な、温度特性の優れたYAG単結晶蛍光体の開発に成功いたしました。
- ・当社コアテクノロジー本部、情報通信研究機構（NICT）、東京農工大学は共同で次世代パワーデバイス材料として有望な酸化ガリウムエピウエハの開発に成功いたしました。当社からのカーブアウトベンチャーであり、NICT技術移転ベンチャーでもある株式会社ノベルクリスタルテクノロジーがこの成果を事業化し、今後成長が見込まれるパワーエレクトロニクスに向け、大学・研究機関・メーカーなどへ供給を開始いたしました。

研究開発費用は、3億9千9百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当連結会計年度末（以下「当期末」という）の総資産は、前連結会計年度末（以下「前期末」という）比で34億6千6百万円減少（前期末比4.3%減）し、767億8千8百万円となりました。内訳としては、流動資産は前期末比13億2千万円減少（同2.5%減）の516億4千7百万円、固定資産は同比21億4千5百万円減少（同7.9%減）の251億4千1百万円となりました。

流動資産減少の主な要因は、受取手形及び売掛金が21億6千6百万円、たな卸資産が18億7千9百万円それぞれ減少したことなどによります。

固定資産については、有形固定資産が前期末比7億5千8百万円減少（前期末比3.8%減）、無形固定資産が同比3億4千万円減少（同22.2%減）、投資その他の資産が同比10億4千6百万円減少（同17.5%減）しました。

当期末の負債の合計は、前期末比で17億5千1百万円減少（前期末比4.2%減）し、403億3千9百万円となりました。内訳としては、流動負債は同比25億8千9百万円増加（同11.1%増）の260億1千7百万円、固定負債は同比43億4千万円減少（同23.3%減）の143億2千2百万円となりました。

有利子負債合計（短期借入金・1年内返済予定の長期借入金・短期リース債務・長期借入金及び長期リース債務の合計額）は206億1千1百万円となり、主に海外子会社における借入金の返済により、前期末比で19億9千9百万円減少しました。

当期末の純資産は、前期末比で17億1千5百万円減少（前期末比4.5%減）し、364億4千8百万円となりました。これは主に為替換算調整勘定及び退職給付に係る調整累計額の変動により、その他の包括利益累計額が28億円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は47.21%となりました。また、1株当たり純資産額は442.05円（前期末1株当たり純資産額は463.03円）となりました。

（当連結会計年度における自己資本比率及び1株当たり純資産は、純資産より新株予約権・非支配株主持分を控除して計算した比率を用いております。）

(2) 経営成績

当連結会計年度の売上高は846億4千2百万円（前期比1.9%減）、営業利益は42億6千6百万円（同5.9%増）となりました。

営業利益段階のセグメント別の売上及び営業損益の概要に関しては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しているとおりであります。

営業外収益より営業外費用を差し引いた純額は3億3千8百万円の費用計上となりました。

以上の結果、経常利益は39億2千8百万円（同4.2%減）となりました。

特別利益は1億4千2百万円となり、その主な要因は固定資産売却益の計上によるものであります。

特別損失は5億1千2百万円となり、その主な要因は特別退職金及び移転損失引当金繰入額の計上によるものであります。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は35億5千8百万円（同13.1%減）となりました。

税金費用として17億7千5百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は17億8千3百万円（同42.6%減）となりました。

これにより1株当たり当期純利益は21.75円（前期37.88円）、ROA（総資産純利益率）は2.27%（前期4.01%）、ROE（自己資本純利益率）は4.81%（前期8.91%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物につきましては、主に営業活動によるキャッシュ・フローが増加したため、前連結会計年度末に比べ33億2千7百万円増加し、150億1千7百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因に関しては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載しているとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは当連結会計年度中に、総額23億8千9百万円の設備投資を行いました。
セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。

- (1) 電子部品関連事業
生産性向上・合理化のため、15億3千8百万円の設備投資を実施いたしました。
- (2) 電子化学実装関連事業
生産性向上・合理化のため、6億3千1百万円の設備投資を実施いたしました。
- (3) 情報機器関連事業
生産性向上・合理化のため、1億5千9百万円の設備投資を実施いたしました。
- (4) その他
5千2百万円の設備投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	面積 (千㎡)	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地	建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具器 具備品	土地	リース資 産	合計	
東京事業所 (東京都練馬区)	情報機器関連 事業 全社事業	情報機器製造 設備 全社設備	6 [5]	837	2	93	13	9	956	189
坂戸事業所 (埼玉県坂戸市)	電子部品関連 事業	電子部品製造 設備	27	635	343	150	77	217	1,424	333
人間事業所 (埼玉県人間市)	電子化学実装 関連事業	電子化学材料 製造設備	11	434	197	143	38	1	815	207
児玉工場 (埼玉県児玉郡神川町)	電子化学実装 関連事業	電子化学材料 製造設備	16	1,505	195	72	435		2,208	61
狭山事業所 (埼玉県狭山市)	電子化学実装 関連事業	実装装置製造 設備	9	194	73	6	743	7	1,024	79

(注) 1. 上記の [] は連結会社以外からの賃借面積で外数を示しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	面積 (千㎡)	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				土地	建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具器 具備品	土地	リース資 産	合計	
㈱光波	本社 他3拠点	電子部品関 連事業	電子部品製 造設備	1 [4]	80	29	16	89	0	216	144
㈱若柳タムラ 製作所	本社工場 (宮城県栗原 市)	電子部品関 連事業	電子部品製 造設備	0 [11]	269	9	12	4		296	87
㈱会津タムラ 製作所	本社工場 (福島県大沼 郡)	電子部品関 連事業	電子部品製 造設備	9	86	18	64	125	134	429	83

(注) 1. 上記の [] は連結会社以外からの賃借面積で外数を示しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

平成28年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	面積 (千㎡)	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				土地	建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具器 具備品	土地	リース資 産	合計	
田村電子 (深圳)有	本社工場 (中華人民共 和国広東省深 圳市)	電子部品関 連事業	電子部品製 造設備	[30]	63	619	87			770	1,121

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				面積 (千㎡)	建物及 び構築物	機械装 置及び 運搬具	工具器 具備品	土地	リース資 産	合計	
田村電子 (惠州)有	本社工場 (中華人民共 和国広東省恵 州市)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	[32]	27	281	113			422	854
安全電具 (惠州)有	本社工場 (中華人民共 和国広東省恵 州市)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	[5]		132	4			137	210
田村精工電子 (常熟)有	本社工場 (中華人民共 和国江蘇省常 熟市)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	[6]		86	109			196	153
タムラ電子 (マレーシア) 株	本社工場 (マレーシア セランゴール 州)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	19	109	29	41	28		209	213
タムラ・ヨー ロッパ・リミ テッド	チェコ工場 (チェコ共和 国南モラヴィ ア州)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	[24]	11	188	43			243	290
タムラ電子 (メキシコ)株	本社工場 (メキシコバ ハ・カリフォル ニア州)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	14	28	1	0	83		113	108
OP-SEED CO., (BD) LTD.	本社工場 (バングラデ シュ人民共和 国チッタゴン 市特別輸出加 工区)	電子部品開 連事業	電子部品製 造設備	0 [16]	596	472	68	59		1,196	740
上海祥楽田村 電化工業有	本社工場 (中華人民共 和国上海市)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	[27]	297	304	97			699	127
田村化研 (東莞)有	本社工場 (中華人民共 和国広東省東 莞市)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	- [31]	594	173	9			777	119
田村電子材料 (天津)有	本社工場 (中華人民共 和国天津市)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	[6]	325	14	36			377	31
田村化研科技 (股)	本社工場 (中華人民共 和国台湾省台 北市)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	11	301	15	17	598		933	41
タムラ化学韓 国株	本社工場 (大韓民国京 畿道)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	9	207	113	14	187		522	41
タムラ化研 (U.K.)株	本社工場 (英国ノーザ ンプトン州)	電子化学実 装関連事業	電子化学材 料製造設備	8	81	0	1	43		127	5
田村自動化 系統 (蘇州)有	本社工場 (中華人民共 和国江蘇省蘇 州市)	電子化学実 装関連事業	実装装置製 造設備	[4]		9	6			15	115

(注) 1. 上記の [] は連結会社以外からの賃借面積で外数を示しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	252,000,000
計	252,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	82,771,473	82,771,473	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	82,771,473	82,771,473		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第2回新株予約権（平成17年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	13個(注)1	13個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,000株(注)1	13,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	取締役及び執行役員の退任日の翌日から5年間	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案のうえ合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

株式会社タムラ製作所第3回新株予約権（平成18年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	13個（注）1	13個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	13,000株（注）1	13,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成48年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 465円（注）3 資本組入額 233円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価464円を合算しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第4回新株予約権（平成19年6月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	16個（注）1	16個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	16,000株（注）1	16,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成49年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 654円（注）3 資本組入額 327円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価653円を合算しております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の取扱いに準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の取扱いに準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、いつでも、当社が保有する未行使の新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

株式会社タムラ製作所第5回新株予約権（平成20年6月27日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	23個（注）1	23個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,000株（注）1	23,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成50年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 427円（注）3 資本組入額 214円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価426円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第6回新株予約権（平成21年6月26日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	59個（注）1	59個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	59,000株（注）1	59,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成51年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 349円（注）3 資本組入額 175円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価348円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第7回新株予約権（平成22年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	42個（注）1	42個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株（注）1	42,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成52年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 204円（注）3 資本組入額 102円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価203円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第8回新株予約権（平成23年6月29日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	55個（注）1	46個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	55,000株（注）1	46,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成53年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 204円（注）3 資本組入額 102円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価203円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第9回新株予約権（平成24年6月28日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	65個（注）1	61個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	65,000株（注）1	61,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成54年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 152円（注）3 資本組入額 76円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価151円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第10回新株予約権（平成25年6月27日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	78個（注）1	74個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株（注）1	74,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成55年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 164円（注）3 資本組入額 82円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価163円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

株式会社タムラ製作所第11回新株予約権（平成26年6月26日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数	52個(注)1	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	52,000株(注)1	50,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成56年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 322円(注)3 資本組入額 161円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の(注)1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の(注)2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価321円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の(注)4を参照。

株式会社タムラ製作所第12回新株予約権（平成27年6月26日定時株主総会決議）

	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年5月31日）
新株予約権の数	35個（注）1	33個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	35,000株（注）1	33,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成57年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 424円（注）3 資本組入額 212円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。</p> <p>(イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。</p> <p>この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）1を参照。

2．株式会社タムラ製作所第2回新株予約権の（注）2を参照。

3．発行価格は、新株予約権行使時の払込金額1円と新株予約権付与時における公正な評価単価423円を合算しております。

4．株式会社タムラ製作所第4回新株予約権の（注）4を参照。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年8月1日 (注)	7,703	82,771		11,829	1,841	17,172

(注) 当社を株式交換完全親会社とし、株式会社光波を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株発行による増加であります。

発行価格 239円

資本組入額 円

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		30	51	186	97	7	10,809	11,180	
所有株式数 (単元)		25,211	2,270	5,718	11,201	13	37,162	81,575	1,196,473
所有株式数 の割合 (%)		30.91	2.78	7.01	13.73	0.01	45.56	100	

(注) 1. 自己株式759,943株は「個人その他」に759単元及び「単元未満株式の状況」に943株含まれております。

2. 株主数は、単元未満株式のみを所有する株主の人数を含めております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
タムラ協力企業持株会	埼玉県坂戸市千代田五丁目5番30号	3,391	4.09
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,200	3.86
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2,799	3.38
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	2,680	3.23
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,304	2.78
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,032	2.45
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,911	2.30
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,561	1.88
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,412	1.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	1,266	1.52
計		22,558	27.25

(注) 上記の所有株式のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,304千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,032千株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 759,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 80,816,000	80,816	
単元未満株式	普通株式 1,196,473		
発行済株式総数	82,771,473		
総株主の議決権		80,816	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、提出会社所有の自己株式943株が含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株)タムラ製作所	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号	759,000		759,000	0.91
計		759,000		759,000	0.91

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

1) 平成17年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日第82期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第2回新株予約権

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2) 平成18年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第98条第1項）の規定に基づき、平成18年6月29日第83期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成18年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第3回新株予約権

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

3) 平成19年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成19年6月28日第84期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成19年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第4回新株予約権

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

4) 平成20年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成20年6月27日第85期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成20年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第5回新株予約権

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

5) 平成21年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成21年6月26日第86期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成21年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第6回新株予約権

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

6) 平成22年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成22年6月29日第87期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成22年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第7回新株予約権

決議年月日	平成22年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

7) 平成23年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成23年6月29日第88期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成23年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第8回新株予約権

決議年月日	平成23年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

8) 平成24年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成24年6月28日第89期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成24年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第9回新株予約権

決議年月日	平成24年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

9) 平成25年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成25年6月27日第90期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成25年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第10回新株予約権

決議年月日	平成25年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

10) 平成26年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成26年6月26日第91期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成26年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第11回新株予約権

決議年月日	平成26年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

11) 平成27年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成27年6月26日第92期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成27年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第12回新株予約権

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社執行役員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

12) 平成28年定時株主総会における特別決議によるもの

当該制度は、会社法に基づき、平成28年6月28日第93期定時株主総会終結の時に在任する当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成28年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株式会社タムラ製作所第13回新株予約権

決議年月日	平成28年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社執行役員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日～平成58年6月30日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員を退任した日の翌日から10日間に限り新株予約権を行使できる。 にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (ア)当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から2週間とする。 (イ)新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。 この他の条件は、新株予約権発行の定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1. 各新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日後、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事情が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件などを勘案のうえ合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下の取扱いに準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社ではない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

以下の取扱いに準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

当社は、いつでも、当社が保有する未行使の新株予約権を、無償にて取得することができるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	19,937	8,173,410
当期間における取得自己株式	664	211,792

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他 (注)1	35,507	9,997,283	21,000	4,592,000
保有自己株式数 (注)2	759,943		739,607	

(注)1. 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数34,000株、処分価額の総額9,417,000円)及び単元未満株式の買増請求による買増し(株式数1,507株、処分価額の総額580,283円)であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使であります。

2. 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、中長期的な経営計画を通じた企業価値の増大を図りつつ、事業収益の拡大と内部留保の確保による財務体質の強化に取り組むと共に、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題ととらえ、配当水準の安定と向上に努めてまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことといたしております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

これに基づき、当事業年度においては、中間配当では1株当たり3円とし、期末配当では1株当たり4円、年間としては1株当たり7円とすることに決定いたしました。

内部留保資金は、高付加価値製品の開発や、海外子会社への投資、投資資金の借入返済等の資金需要に備える所存でありまして、これは将来の利益に貢献し、株主各位のご支援に報いるよう配当に寄与していくものと考えます。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月5日 取締役会決議	245	3
平成28年6月28日 定時株主総会決議	328	4

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第89期	第90期	第91期	第92期	第93期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	283	232	348	479	565
最低(円)	173	164	182	235	240

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	394	396	396	366	322	315
最低(円)	324	368	327	293	240	267

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性11名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	本社部門統括、電子化学実装関連事業統括、電子化学実装事業本部長、CSR推進本部長	田村 直樹	昭和33年2月11日生	昭和62年8月 当社入社 平成3年6月 取締役就任 平成9年6月 常務取締役就任 平成11年6月 代表取締役社長就任(現) 平成14年4月 電子部品事業統括 平成19年6月 電子化学材料事業担当、タムラ化研(株)代表取締役就任 平成21年6月 本社部門統括(現) 平成24年7月 CSR推進本部長(現) 平成28年6月 電子化学実装関連事業統括(現)、電子化学実装事業本部長(現)	(注)3	1,062
取締役 専務執行役員	電子部品関連事業統括、電子部品事業本部長	浅田 昌弘	昭和34年6月19日生	昭和57年4月 当社入社 平成13年4月 ホーム&オフィスデバイス事業部長 平成17年4月 上席執行役員就任、ホーム&インフォコムデバイス事業部長、電子部品事業アセアン・資材担当 平成19年6月 取締役上席執行役員就任、ホーム&インフォコムデバイス事業・電子部品資材担当 平成20年4月 ホーム&パーソナルデバイス事業担当 平成20年6月 電子部品事業副統括 平成21年6月 取締役常務執行役員就任、電子部品事業統括 平成22年4月 電子部品関連事業統括(現)、電子部品事業本部長(現) 平成23年9月 アセアン事業統括 平成28年6月 取締役専務執行役員就任(現)	(注)3	15
取締役 常務執行役員	電子化学実装事業本部副本部長	李 国華	昭和32年4月1日生	平成5年10月 当社入社 平成12年6月 経営企画本部長兼コアテクノロジーセンター長 平成13年6月 取締役就任 平成15年4月 コーポレート戦略室長・コアテクノロジーセンター長、ネットコムデバイス事業担当 平成16年6月 法務知財室長 平成17年4月 取締役執行役員就任、経営戦略・研究開発・法務知財担当 平成17年6月 取締役上席執行役員就任、ブロードコム事業部長 平成19年6月 情報通信機器事業担当 平成21年6月 取締役常務執行役員就任(現)、電子化学材料・はんだ付装置関連事業統括、タムラ化研(株)代表取締役社長就任 平成22年4月 電子化学実装関連事業統括、電子化学事業本部長 平成27年6月 電子化学実装事業本部長 平成28年6月 電子化学実装事業本部副本部長(海外戦略特命)(現)	(注)3	25
取締役		養宮 武夫	昭和19年1月18日生	昭和37年4月 ソニー(株)入社 平成11年6月 ソニー(株)執行役員常務就任 平成13年6月 ソニー(株)執行役員上席常務兼ソニーイーエムシーエス(株)副社長就任 平成19年6月 当社取締役就任(現)	(注)3	83
取締役		石川 重明	昭和19年7月21日生	昭和43年4月 警察庁入庁 平成14年8月 警視總監 平成20年2月 本間合同法律事務所弁護士(現) 平成27年6月 当社取締役就任(現)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員	電子部品事業 本部副本部長	南條 紀彦	昭和40年2月11日生	昭和63年4月 平成19年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成24年4月 平成25年4月 平成26年4月	当社入社 執行役員就任 上席執行役員就任、アピオ&イン ダストリアルデバイス事業部長 取締役上席執行役員就任(現)、 電子部品事業副統括 電子部品事業営業・車載担当、電 子部品事業本部副本部長(現) 電子部品事業モジュール担当 電子部品事業コンポーネンツ・車 載・欧米担当 電子部品事業コンポーネンツ本 部長	(注)3	21
取締役 上席執行役員	電子化学実装 事業本部副本 部長兼F Aシ ステム事業部 長	齋藤 彰一	昭和39年12月20日生	昭和63年4月 平成15年12月 平成17年4月 平成19年6月 平成22年4月 平成24年7月 平成25年6月 平成27年6月	タムラ化研㈱入社 タムラ化研㈱海外支援部長 タムラ化研㈱執行役員、海外支援 部長 タムラ化研㈱取締役執行役員、経 営管理本部長 当社上席執行役員就任、電子化学 事業本部回路機材事業部長 タムラシンガポール㈱代表取締役 社長、タムラ電子(マレーシア) ㈱代表取締役社長、当社アセアン 事業統括 当社取締役上席執行役員就任 (現) 電子化学実装事業本部副本部長兼 F Aシステム事業部長(現)	(注)3	18
取締役 上席執行役員	経営管理・情 報セキュリ ティ担当、経 営管理本部長	橋口 裕作	昭和37年9月16日生	昭和61年4月 平成14年4月 平成17年4月 平成21年6月 平成23年4月 平成26年4月 平成26年6月 平成27年6月	当社入社 セラミックデバイス事業部長 執行役員、ホーム&インフォコム デバイス事業部副事業部長 上席執行役員、電子部品事業統括 本部副本部長(中国事業担当) 田村香港有限公司董事長(現) 経営管理本部副本部長 経営管理・情報セキュリティ担当 (現)、経営管理本部長(現) 取締役上席執行役員就任(現)	(注)3	15
監査役 常勤		久保 肇	昭和31年1月1日生	昭和53年4月 平成11年9月 平成13年7月 平成15年4月 平成17年4月 平成22年10月 平成24年6月	当社入社 コンシューマデバイス事業部品質 保証課マネージャー 経営管理本部人事グループマネー ジャー 人事企画本部長 執行役員就任 人事企画本部長、CSR推進本 部長 監査役就任(現)	(注)4	25
監査役		守屋 宏一	昭和35年9月29日生	平成元年4月 平成12年7月 平成13年6月	本間法律事務所入所 守屋法律事務所長(現) 当社監査役就任(現)	(注)4	3
監査役		戸田 厚司	昭和30年1月19日生	昭和54年10月 昭和55年10月 昭和59年10月 平成27年6月	昭和監査法人入社 新光監査法人入社 戸田公認会計士事務所長(現) 当社監査役就任(現)	(注)5	
計							1,268

- (注) 1. 取締役蓑宮武夫及び石川重明の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役守屋宏一及び戸田厚司の両氏は、社外監査役であります。
3. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
4. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
6. 当社は執行役員制度を導入しております。

上記以外の執行役員の役職名及び氏名は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
上席執行役員	電子化学実装事業本部電子化学営業本部長	清田 達也
上席執行役員	情報通信機器事業担当、ブロードコム事業部長	舞木 孝一郎
執行役員	人事総務本部長	末田 直一
執行役員	電子化学実装事業本部電子化学開発本部長	柴田 誠治
執行役員	電子部品事業本部副本部長	小波藏 政玄

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社及びグループ各社は株主重視を経営の基本理念とし、株主の皆様から経営の負託を受けた経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の視線に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社は監査役会設置会社であります。コーポレート・ガバナンスの仕組みとして指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社制度が導入されておりますが、当社では経営監視と業務執行は実質上区分されておりますので、従来どおり監査役制度を引き続き採用しております。

当社における業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能を実現するための会議・委員会等の概要は次のとおりであります。

取締役会 毎月1回定時取締役会を開催

必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたします。

監査役会 毎年3回定時開催

必要に応じて臨時監査役会を随時開催いたします。

常務会 常務執行役員以上で構成し、毎月2回開催し、経営判断のスピードアップを図っております。

経営会議 取締役、執行役員及び各部門責任者等による当社及びグループの業務執行・経営監視に関する会議で年に8回程度開催いたします。

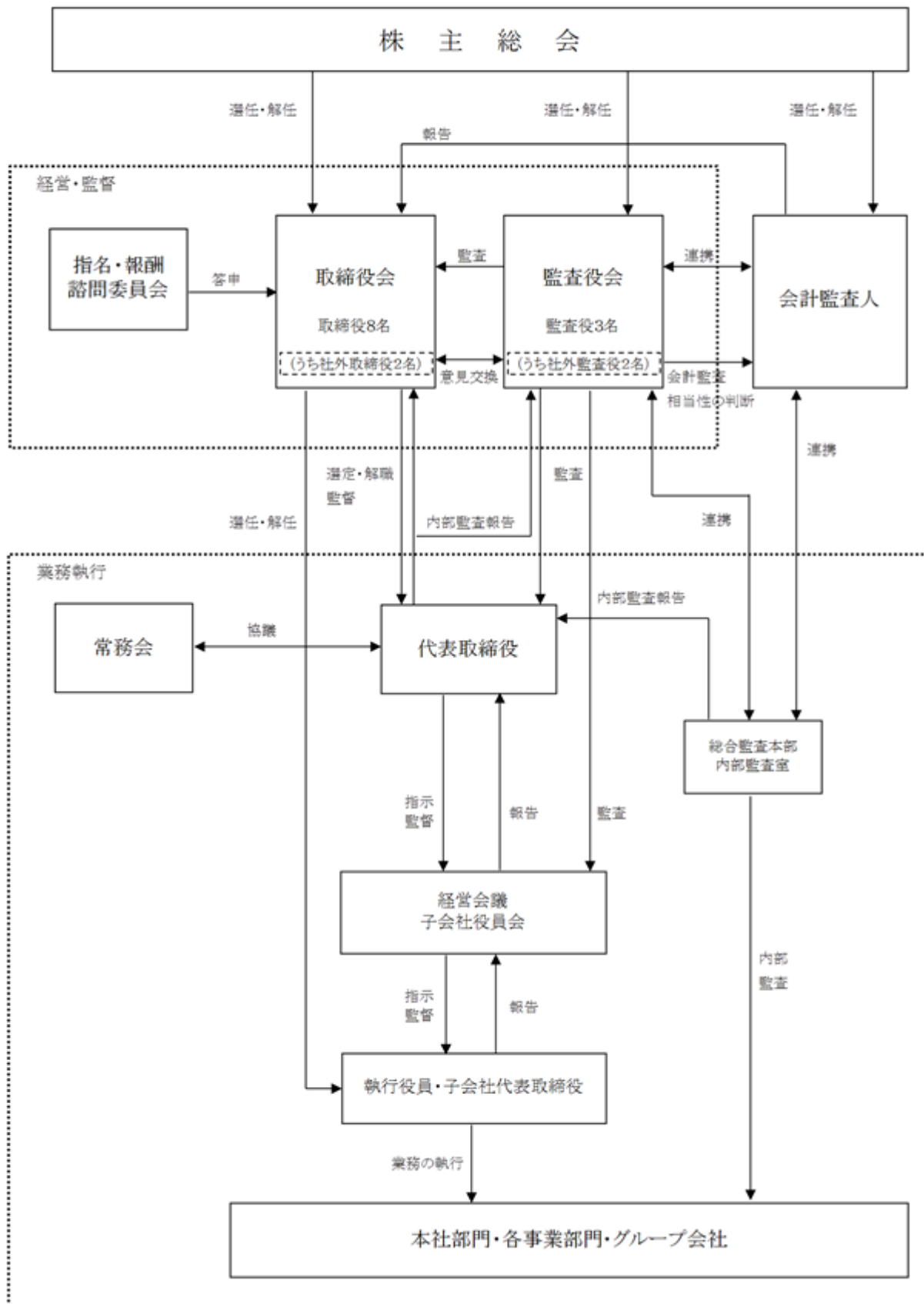
指名・報酬諮問委員会 代表取締役・社外取締役で構成される委員会で、年に数回開催いたします。

グループ各社における会議の実施状況は次のとおりであります。

重要な国内子会社についてはほぼ毎月、海外子会社についても年2回から4回、当社の代表取締役を含む取締役、常勤監査役が出席した子会社役員会を開催しております。

当社の機関の体系図は次のとおりであります。

【参考資料: 模式図】



企業統治の体制を採用する理由

当社では、上記の体系図にあるとおり、取締役会（8名）における業務執行が有効に機能するよう社外取締役（2名）を選任し、監査役会（3名、うち社外監査役2名）と連携し、全体として有効なコーポレート・ガバナンス体制を維持するべく、現状の体制を採用しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社及びグループ会社においては、経営コントロールの強化を実現するための内部統制システムの目的を「経営の安定化及び効率化」・「適正な説明責任の実行」・「法規制と内部規程の遵守」とし、「リスクマネジメント」・「コンプライアンス」・「内部監査」をその実現手段として捉え、以下に述べる体制を構築しております。

1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

() 「情報管理規程」に基づき、当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理しております。保存媒体に応じて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しております。

() グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社及びグループ会社は、「子会社管理規程」「情報管理規程」を遵守し体制を確立しております。

2) 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社における損失の危険の管理のために、「リスク管理規程」を制定し、当社に損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に伝達される体制として「アラームエスカレーションルール」の仕組みを構築し、当社及びグループ会社の全社員に周知徹底しております。

経営陣は当該諸事情に対して即対応しており、且つ重大な経営危機が発生したときは代表取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、会社が被る損害を最小限に止める体制を構築しております。

3) 当社及びグループ会社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

() 当社は取締役会を月1回定時に、必要に応じて随時に開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、法令で定められた決議事項のほか、経営に関する重要事項を決定又は修正し、且つ重要事項について担当取締役より状況報告を受けております。併せて、取締役会において個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、当社は代表取締役社長を含む経営会議を定期的で開催し、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、執行役員又は各部門責任者から報告を受け、詳細な状況確認を行うと共に、経営の意思決定と業務執行の乖離を防止しております。

() 当社は「執行役員制度」を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制にしております。

() 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ会社に対して実施した監査終了後、監査結果と改善すべき事項を記した監査報告書を代表取締役社長に提出し説明を行っております。

() グループ会社の取締役会は、原則として月1回開催し、経営の基本方針の決定及び傘下のタムラグループ各社の重要決定事項の承認を行うと共に、取締役の職務執行を監督しております。

4) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

() タムラグループの行動指針「ミッション/ビジョン/ガイドライン」に則り定めた「倫理法令遵守規程」に基づき、タムラグループのすべての取締役及び使用人に法令等の社会規範、タムラグループ各社において定めた定款及び規程類、並びに企業倫理を遵守させるべく体制を整備しております。

また、当該規程のもとに定めた「CSR・コンプライアンス組織規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするCSR経営委員会を組織して、コンプライアンスを包括したCSR推進体制を確立、浸透及び強化し、且つ内部統制システムの構築、維持及び向上を推進しております。

更に、当社及びグループ会社において、業務遂行上発生し得る違法行為等若しくはその恐れのある行為に関するタムラグループ内部からの通報又は相談先として内部通報窓口を設置し、タムラグループの取締役及び使用人の適法性を確保するために適時に対応できる体制の維持及び強化を図っております。加えて通報・相談の受付を社員が対応する「社内窓口」とは別に、当社の業務執行ラインから独立した立場の社外取締役及び監査役が対応する「独立窓口」を新設し、通報者が自由に選択できるシステムとしております。

() 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、特命監査及び「内部統制基本規程」に基づく内部統制評価を行っております。

- ()取締役は、使用人による「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに前述の「アラームエスカレーションルール」に則った報告を上げ、併せて遅滞なく取締役会並びに監査役会に報告しております。
 - ()監査役は、当社及びグループ会社のコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当取締役及びCSR推進本部に改善策の策定を求めることができるようになっております。
- 5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ()タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する行動指針としての「ミッション/ビジョン/ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容を具体的に「タムラグループ行動規範」として示し、周知させております。
 - ()タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの行動指針「ミッション/ビジョン」を取引先にご理解頂くことが不可欠との考えのもと、この内容を具体的に「タムラグループ調達ガイドライン」としてまとめお示ししております。
 - ()グループ各社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある取締役が定期的又は適時に取締役会に上程し、承認を受け、あるいは報告して意見交換を行っております。
 - ()当社の取締役が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保できるようにすると共に、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に、当社取締役会及び監査役会に対して、遅滞なく報告することになっております。
 - ()グループ会社は、当社からの経営管理及び指導等の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」の適用と共に、当社の取締役会及び監査役会に報告することになっております。
 - ()当社内部監査室は、監査役と協力して、定期的にグループ会社の監査を実施しております。
- 6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ()監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければなりません。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとすると共に、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うことになっております。
 - ()監査役補助者に対する指示は監査役が行い、業務の執行に係る役職を兼務してはならないことになっております。
- 7) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ()当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、当社及びグループ会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
 - ()監査役への報告者、内部通報者に対して不利益な扱いを行わないことを周知、徹底しております。
 - ()社外監査役には主に財務、法務等企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の環境充実を図ると共に、内部監査部門との連携により適切で効果的な監査業務を遂行しております。
 - ()監査役会は、定期的に代表取締役社長と会合を持ち、監査役会の意見が経営に反映され、効果が得られるよう、忌憚のない意見交換を行っております。
 - ()監査役職務の遂行上発生する費用は、每期予算計上すると共に、緊急臨時を問わず会社が負担しております。
- 8) 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しております。
- そのために必要となる開示に係るシステムの構築、内部統制基本規程等の社内規定の整備、運用、情報と伝達、モニタリング、IT対応のシステムの整備等を行って対処しております。
- 9) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- タムラグループの取締役及び使用人は、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもってはならないことになっております。
- タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした対応をとるべく、「タムラグループ行動規範」に具体的且つ明確にその旨を宣明し、グループ全体で周知徹底を図っております。

10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

() コンプライアンスに関する取組みの運用状況

当社は、倫理法令遵守規程やコンプライアンスに関する諸規程等の社内規程を整備し、また、コンプライアンスに係る方針・指針の立案とその評価を行う機関としてCSR経営委員会を設けて活動しております。

2015年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・コンプライアンス推進活動のCSR推進活動への統合
- ・潜在するコンプライアンス・リスクの顕在化とその排除
- ・反社会的勢力との関係遮断についての研修等による周知徹底と、反社会的勢力排除条項を織込んだ契約書の締結推進
- ・遵法性確保のための社内研修強化（不正競争防止法、安全保障輸出管理等）

() リスク管理に関する取組みの運用状況

当社は、リスク管理規程や内部通報規程、情報管理規程等の社内規程を整備し、また、リスクマネジメントの対応施策を監督する機関として前述のCSR経営委員会を設けて活動しております。

2015年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・緊急事案発生を想定した当社及び国内子会社の初動訓練の実施
- ・従来の内部通報社内窓口に加え、業務執行ラインから独立した独立窓口の新設

() 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、職務権限規程等で取締役会の判断決議する事項と執行役員への委任事項を定めています。2015年度は取締役会を17回、セグメントごとに執行役員が中心となる経営会議を10回開催いたしました。

2015年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・中期経営計画達成に向けた重要経営課題設定と経営会議を通じた進捗確認
- ・当社グループの次期中期経営計画（2016年度～2018年度）の策定

() 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう、子会社管理規程、職務権限規程等で各子会社の管轄部門、子会社管理に関する責任と権限、管理の方法を定めています。また、業務活動の適正性を監査するため、内部監査部門として社長直轄の総合監査本部を設置しており、年間の監査計画に基づいて当社グループの業務執行の適正性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っています。

2015年度の職務の執行の効率性の確保に関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- ・経営会議で主要子会社の経営状況の報告の確認
- ・総合監査本部による当社部門及び子会社の内部監査の実施
- ・内部監査結果の代表取締役社長への報告

() 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、監査役制度の実効性が維持向上されるよう監査役会規則、監査役監査基準等を整備し、維持しています。

2015年度の監査役の主な取組みは下記のとおりです。

- ・経営会議、CSR経営委員会等重要な会議への出席及び事業部門、国内外の子会社等への往査
- ・内部通報制度の運用、独立窓口対応、通報情報について担当部門から監査役への適宜の報告受理
- ・代表取締役との定期意見交換会及び社外取締役と監査役会との定期会合の開催
- ・内部監査部門との連携を密にした監査の実効性と効率性の向上

リスク管理体制の整備の状況

当社及びグループ各社は事業展開する上で生じるリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であり、日々発生し得る様々なリスクを取締役会・監査役会・経営会議等を通して報告し、問題発生及び発生の可能性が生じていると認識された場合には迅速にかつ最善のリスク回避策又は対応策が図れる管理体制を採っております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については内部監査室（5名）が年度監査計画書に基づき、当社及びグループ各社の国内・海外の拠点を監査しております。必要に応じて監査役が同行し、相互に連携して監査を行っております。重点項目としては、経営計画の達成度・収益性確保・売掛金管理・納期管理・棚卸資産の適量管理・長期製造未指示残の管理・原価管理・固定資産管理・品質管理等を監査しております。また、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、相互連携した監査を行っております。内部統制に係る事項については、内部統制部門から必要に応じて報告及び説明を受けております。

監査役監査については、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、全監査役が常時取締役会に出席し意見を述べるほか、代表取締役との定期的会合を四半期毎に行い、更に経営会議には常勤監査役が常時出席し、また、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社及びグループ各社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しております。また、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、相互連携した監査を行っております。内部統制に係る事項については、内部統制部門から必要に応じて報告及び説明を受けております。

監査役会は会計監査人と監査計画等についてミーティングを実施し、コミュニケーションを図っております。

(3) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任に当たり、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の視線に立つて企業価値を最大化するため、当社グループとの独立性をひとつの指標としております。当社では、独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社ホームページで開示しております。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しております。

社外取締役養宮武夫氏は、平成18年6月までソニー（株）の執行役員上席常務、かつソニーイーエムシーエス（株）の副社長でありましたが、電機業界における長年にわたる豊富な経験と見識を有するため選任しております。当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。同氏が当社社外取締役に平成19年6月に就任した経緯は、同社からの紹介あるいは斡旋等を受けたものではなく、同社出身であることを配慮したものでなく、過去においても当社が同社から役員を受け入れた事実もありません。同氏はソニー（株）の執行役員上席常務、ソニーイーエムシーエス（株）の副社長を退任後、1年を経過した後に当社の社外取締役に就任しております。また、同氏は社外取締役に就任して以来、取締役会又はその他の重要会議において幅広い経験・知識に基づき客観的な視点により対応しており、同社の意向を踏まえた対応を行ったことはありません。同氏について一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

社外取締役石川重明氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、行政機関等での経験に基づく専門知識と見識及び、弁護士として法務の専門的な知見から当社にとって社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏は当社との間には特別な利害関係はありません。同氏については一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

社外取締役は経営監視の実効性を高めるよう、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、代表取締役及び主要な取締役との個別会議を毎月行っております。内部統制に係る事項については、内部統制部門から必要に応じて報告及び説明を受けております。

社外監査役守屋宏一氏は、専門的見地（法務）より監査を行うため選任しております。同氏は守屋法律事務所所長ですが、当社との間には特別な利害関係はありません。同氏については一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

社外監査役戸田厚司氏は、専門的見地（財務・会計・税務）より監査を行うため選任しております。同氏は公認会計士として財務及び会計・税務に関する相当程度の知見を有するものであります。同氏は戸田公認会計士事務所の所長ですが、当社との間には特別な利害関係はありません。同氏については一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として届け出ております。

社外監査役は、専門的見地より監査を行い、取締役会をはじめ当社の重要な業務決定に関わる会議に出席するほか、当社と関係会社との関係をも含め、業務・財産状況等を確認し、適法性及び妥当性の監査を行っております。また、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、相互連携した監査を行っております。内部統制に係る事項については、内部統制部門から必要に応じて報告及び説明を受けております。

(4) 会計監査の状況

当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、当該会計監査業務を執行する公認会計士は、小林宏及び飯畑史朗の両氏であり、各氏の継続監査年数はそれぞれ1年、6年であります。

また、監査業務にかかる補助者は、新日本有限責任監査法人に勤務する常勤の公認会計士9名、その他システム専門家等3名程度により構成されております。

(5) 役員報酬等

役員区分ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	135	91	7	37		7
監査役 (社外監査役を除く。)	18	13		5		1
社外役員	25	16		8	1	5

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は平成17年4月より、取締役に対する報酬制度を大幅に見直し、業績連動型報酬制度並びにストックオプション制度(社外取締役を除く)を導入しております。これらの役員報酬改革により明解な役員業績評価制度を導入すると共に、指名・報酬諮問委員会を設置いたしております。業績連動型報酬制度は、収益性向上と株主価値向上の評価視点より売上高・営業利益・当期純利益・ROA・ROE等を評価指標とし、業績に連動した報酬としております。

当社の役員(執行役員を除く)が当社及び連結子会社から受ける報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針は次のとおりであります。

- 1) 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第92期定時株主総会において年額230百万円以内(確定金銭報酬として年額210百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)、取締役(社外取締役を除く)に割り当てるストックオプションとしての新株予約権を付与する報酬の経済価値の対価として20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
- 2) 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。
- 3) 当社では、取締役の報酬は取締役報酬規程により、監査役の報酬は監査役報酬規程により定めております。

当規程に則り、公正・透明性の確保のため、取締役の報酬・賞与は社外取締役を委員に含む指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。監査役の報酬・賞与は社外監査役を含む監査役会にて決定しております。

- 4) 取締役報酬規程により、取締役の月額報酬は基本報酬と付加報酬から成り、付加報酬はさらに固定報酬と株式報酬型ストックオプションに区分し、また取締役賞与の業績連動に伴う加算減算の比率を規定しております。

取締役(社外取締役は除く)についてはその一部を株価上昇メリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有する立場に置くことにより、株価上昇及び企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的とし、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与しております。

- 5) 監査役報酬規程により、監査役の月額報酬は基本報酬と付加報酬(固定報酬のみで株式報酬型ストックオプションはなし)から成り、監査役賞与と共に監査役会にて決定しております。

- 6) 当社は平成17年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第82期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

これに基づき、上記の他、当期中に退任した社外監査役1名に対し1百万円の退職慰労金を支給しております。

- 7) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

21銘柄 1,556百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
カシオ計算機(株)	233,310	531	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	56,932	261	金融機関との関係強化のための政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	194,810	144	金融機関との関係強化のための政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	566,958	119	金融機関との関係強化のための政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	209,130	103	金融機関との関係強化のための政策投資
ホシデン(株)	140,200	92	当社の安定株主対策としての政策投資
(株)りそなホールディングス	109,576	65	金融機関との関係強化のための政策投資
日本シイエムケイ(株)	207,640	64	得意先との営業取引強化のための政策投資
三菱重工業(株)	73,522	48	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)東芝	92,929	46	得意先との営業取引強化のための政策投資
ダイトエレクトロン(株)	60,000	41	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)大和証券グループ本社	37,987	35	金融機関との関係強化のための政策投資
沖電気工業(株)	139,829	34	得意先との営業取引強化のための政策投資
イビデン(株)	11,139	22	得意先との営業取引強化のための政策投資
シライ電子工業(株)	85,626	20	得意先との営業取引強化のための政策投資
菊水電子工業(株)	29,448	20	得意先との営業取引強化のための政策投資
東光(株)	34,000	11	当社の安定株主対策としての政策投資
(株)岡三証券グループ	11,254	10	金融機関との関係強化のための政策投資
ニチコン(株)	8,770	9	得意先との営業取引強化のための政策投資
オンキヨー(株)	26,188	3	得意先との営業取引強化のための政策投資

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
カシオ計算機(株)	234,870	533	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)三井住友フィナンシャルグループ	56,932	194	金融機関との関係強化のための政策投資
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	194,810	101	金融機関との関係強化のための政策投資
佐島電機(株)	135,500	98	得意先との営業取引強化のための政策投資
日本シイエムケイ(株)	217,128	96	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)みずほフィナンシャルグループ	566,958	95	金融機関との関係強化のための政策投資
ホシデン(株)	140,200	94	当社の安定株主対策としての政策投資
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	209,130	68	金融機関との関係強化のための政策投資
(株)りそなホールディングス	109,576	44	金融機関との関係強化のための政策投資
ダイトエレクトロン(株)	60,000	43	得意先との営業取引強化のための政策投資
三菱重工業(株)	76,685	32	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)大和証券グループ本社	37,987	26	金融機関との関係強化のための政策投資
沖電気工業(株)	149,286	23	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)東芝	96,841	21	得意先との営業取引強化のための政策投資
菊水電子工業(株)	30,988	18	得意先との営業取引強化のための政策投資
シライ電子工業(株)	90,678	17	得意先との営業取引強化のための政策投資
イビデン(株)	11,963	16	得意先との営業取引強化のための政策投資
東光(株)	34,000	12	当社の安定株主対策としての政策投資
ニチコン(株)	9,555	7	得意先との営業取引強化のための政策投資
(株)岡三証券グループ	11,254	6	金融機関との関係強化のための政策投資
オンキヨー(株)	28,004	3	得意先との営業取引強化のための政策投資

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額
非上場株式	51	9	0		(42)
上記以外の株式	0	0	0		0

(注) 1. 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」には記載していません。

2. 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

(7) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨定款に定めております。

(8) 責任限定契約の内容の概要

取締役及び監査役

当社と社外取締役藪宮武夫氏、石川重明氏及び社外監査役守屋宏一氏、戸田厚司氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は平成27年6月26日開催の第92期定時株主総会において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更に係る定款一部変更の決議をいただいております。これにより、業務執行を行わない取締役及び監査役と責任限定契約を締結することができることとなり、監査役久保肇氏と責任限定契約を締結しております。

会計監査人

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

(10) 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(11) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(12) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(13) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 監査報酬の内容等】

【 監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	0	48	
連結子会社	6		6	
計	54	0	54	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッド他5社は、当社の監査法人である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに所属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬18百万円、税務関連の非監査業務に基づく報酬0百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッド他6社は、当社の監査法人である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに所属しているアーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームに対し、監査証明業務に基づく報酬18百万円、税務関連の非監査業務に基づく報酬2百万円を支払っております。

【 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【 監査報酬の決定方針】

規模・特性・監査日数等を勘案し、代表取締役が監査役会の同意を得た上で定めております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。
具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,816	15,133
受取手形及び売掛金	23,684	21,518
商品及び製品	5,758	5,538
仕掛品	2,310	1,805
原材料及び貯蔵品	6,342	5,187
繰延税金資産	624	578
その他	2,536	1,986
貸倒引当金	106	101
流動資産合計	52,968	51,647
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	18,192	18,018
減価償却累計額	10,942	11,040
建物及び構築物(純額)	7,250	6,977
機械装置及び運搬具	17,112	17,196
減価償却累計額	13,403	13,637
機械装置及び運搬具(純額)	3,709	3,558
工具、器具及び備品	10,099	10,061
減価償却累計額	8,466	8,606
工具、器具及び備品(純額)	1,633	1,454
土地	6,130	6,056
リース資産	1,522	1,522
減価償却累計額	1,042	1,037
リース資産(純額)	479	485
建設仮勘定	560	470
有形固定資産合計	19,762	19,003
無形固定資産		
のれん	721	462
リース資産	299	256
その他	514	476
無形固定資産合計	1,536	1,195
投資その他の資産		
投資有価証券	14,019	13,933
退職給付に係る資産	904	245
繰延税金資産	287	122
その他	926	778
貸倒引当金	150	137
投資その他の資産合計	5,988	4,941
固定資産合計	27,287	25,141
資産合計	80,255	76,788

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,656	10,844
短期借入金	5,905	4,864
1年内返済予定の長期借入金	872	5,492
リース債務	371	344
賞与引当金	1,011	1,024
役員賞与引当金	62	61
移転損失引当金	-	18
その他	3,547	3,366
流動負債合計	23,427	26,017
固定負債		
長期借入金	14,913	9,421
リース債務	546	487
繰延税金負債	26	395
債務保証損失引当金	20	19
移転損失引当金	-	131
退職給付に係る負債	2,765	3,251
その他	390	615
固定負債合計	18,663	14,322
負債合計	42,091	40,339
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	17,173	17,036
利益剰余金	6,138	7,356
自己株式	288	283
株主資本合計	34,852	35,939
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	437	155
繰延ヘッジ損益	2	0
為替換算調整勘定	3,291	2,351
退職給付に係る調整累計額	617	2,194
その他の包括利益累計額合計	3,113	313
新株予約権	115	120
非支配株主持分	82	75
純資産合計	38,164	36,448
負債純資産合計	80,255	76,788

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	86,248	84,642
売上原価	2, 5 62,759	2, 5 60,961
売上総利益	23,488	23,680
販売費及び一般管理費	1, 2 19,459	1, 2 19,414
営業利益	4,029	4,266
営業外収益		
受取利息	54	64
受取配当金	47	60
持分法による投資利益	227	267
その他	342	216
営業外収益合計	671	608
営業外費用		
支払利息	328	309
為替差損	159	488
その他	113	148
営業外費用合計	602	947
経常利益	4,098	3,928
特別利益		
固定資産売却益	3 172	3 78
投資有価証券売却益	0	-
補助金収入	-	64
特別利益合計	172	142
特別損失		
固定資産除売却損	4 43	4 49
減損損失	-	6 76
特別退職金	-	191
投資有価証券評価損	-	42
移転損失引当金繰入額	-	153
事業整理損	131	-
特別損失合計	174	512
税金等調整前当期純利益	4,097	3,558
法人税、住民税及び事業税	972	1,133
法人税等調整額	19	641
法人税等合計	991	1,775
当期純利益	3,106	1,783
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	3,106	1,783

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	3,106	1,783
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	308	281
繰延ヘッジ損益	10	2
為替換算調整勘定	2,215	867
退職給付に係る調整額	521	1,577
持分法適用会社に対する持分相当額	144	79
その他の包括利益合計	1 3,199	1 2,807
包括利益	6,305	1,024
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,298	1,017
非支配株主に係る包括利益	7	7

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,829	17,172	3,077	281	31,798
当期変動額					
剰余金の配当			492		492
親会社株主に帰属する当期純利益			3,106		3,106
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分		0	0	2	1
連結範囲の変動			447		447
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	3,060	7	3,053
当期末残高	11,829	17,173	6,138	288	34,852

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	129	8	939	1,138	78	99	75	31,895
当期変動額								
剰余金の配当								492
親会社株主に帰属する当期純利益								3,106
自己株式の取得								9
自己株式の処分								1
連結範囲の変動								447
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	308	10	2,352	521	3,192	15	7	3,215
当期変動額合計	308	10	2,352	521	3,192	15	7	6,269
当期末残高	437	2	3,291	617	3,113	115	82	38,164

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,829	17,173	6,138	288	34,852
会計方針の変更による累積的影響額		136	12		124
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,829	17,036	6,150	288	34,728
当期変動額					
剰余金の配当			573		573
親会社株主に帰属する当期純利益			1,783		1,783
自己株式の取得				8	8
自己株式の処分		0	3	13	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	1,205	5	1,210
当期末残高	11,829	17,036	7,356	283	35,939

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	437	2	3,291	617	3,113	115	82	38,164
会計方針の変更による累積的影響額								124
会計方針の変更を反映した当期首残高	437	2	3,291	617	3,113	115	82	38,040
当期変動額								
剰余金の配当								573
親会社株主に帰属する当期純利益								1,783
自己株式の取得								8
自己株式の処分								9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	281	2	939	1,577	2,800	5	7	2,802
当期変動額合計	281	2	939	1,577	2,800	5	7	1,591
当期末残高	155	0	2,351	2,194	313	120	75	36,448

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,097	3,558
減価償却費	2,352	2,659
減損損失	-	76
賞与引当金の増減額（は減少）	49	12
役員賞与引当金の増減額（は減少）	5	0
貸倒引当金の増減額（は減少）	35	13
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	212	413
受取利息及び受取配当金	101	124
支払利息	328	309
為替差損益（は益）	63	480
持分法による投資損益（は益）	227	267
投資有価証券売却損益（は益）	0	-
投資有価証券評価損益（は益）	-	42
固定資産除売却損益（は益）	129	29
売上債権の増減額（は増加）	630	1,120
たな卸資産の増減額（は増加）	223	1,416
仕入債務の増減額（は減少）	1,375	413
その他	511	1,124
小計	4,335	9,539
利息及び配当金の受取額	113	284
利息の支払額	333	311
法人税等の支払額	982	1,167
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,132	8,345
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	60	-
定期預金の払戻による収入	230	5
有価証券の償還による収入	100	-
有形固定資産の取得による支出	2,590	2,156
有形固定資産の売却による収入	1,195	192
無形固定資産の取得による支出	248	72
投資有価証券の取得による支出	537	213
投資有価証券の売却による収入	1	-
その他	19	45
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,888	2,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	148	823
長期借入れによる収入	1,440	-
長期借入金の返済による支出	2,182	872
リース債務の返済による支出	438	398
自己株式の取得による支出	9	8
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	496	571
非支配株主への配当金の支払額	5	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,839	2,674

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	311	143
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	283	3,327
現金及び現金同等物の期首残高	11,973	11,689
現金及び現金同等物の期末残高	1 11,689	1 15,017

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 31社

主要な連結子会社の名称

㈱光波

田村香港(有)

タムラ・ヨーロッパ・リミテッド

なお、当連結会計年度において㈱タムラサーマルデバイスは当社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数 なし

(2) 持分法を適用した関連会社数 2社

主要な会社名

TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD.

合肥博微田村電気(有)

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

INDUSUL INDUSTRIA DE TRANSFORMADORES LTDA.

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、いずれも当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(4) TAMURA ELCOMPONICS TECHNOLOGIES PVT. LTD. 及び合肥博微田村電気(有)は、12月31日現在の財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち次の各社は決算日が連結決算日と異なっております。

決算日12月31日

田村香港(有)

田村電子(深圳)(有)

田村電子(惠州)(有)

安全電具(惠州)(有)

田村(中国)企業管理(有)

田村精工電子(常熟)(有)

田村科技(股)

㈱韓国タムラ

タムラシンガポール(株)

タムラ電子(マレーシア)(株)

タムラタイランド(株)

タムラ・ヨーロッパ・リミテッド

ROMARSH LIMITED

タムラ・コーポレーション・オブ・アメリカ

タムラ電子(メキシコ)(株)

OP-SEED CO., (BD) LTD.

上海祥楽田村電化工業(有)

田村化研(東莞)(有)

田村電子材料(天津)(有)

田村化研科技(股)

タムラ化学韓国(株)

タムラ化研(マレーシア)(株)

タムラ化研(U.K.)(株)

タムラ化研(アメリカ)(株)

田村自動化系統(蘇州)(有)

タムラマシナリータイランド(株)

連結財務諸表の作成に当たっては、上記連結子会社については、決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引

時価法を採用しております。

たな卸資産

製品及び仕掛品

電子部品、電子化学及び情報機器関連事業

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

実装装置関連事業

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

商品及び原材料

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社において、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～54年

機械装置及び運搬具 2年～15年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、当連結会計年度における賞与支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

移転損失引当金

連結子会社の事業所の移転等に伴う損失に備えて、不動産賃貸契約の解約不能期間において発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年～12年）による定額法により費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期首から累計した期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約等及び金利スワップ取引）

ヘッジ対象

外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利息

ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判断しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2 項(3)、連結会計基準第44 - 5 項(3)及び事業分離等会計基準第57 - 4 項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金及び利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん124百万円及び資本剰余金136百万円が減少するとともに、利益剰余金が12百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ20百万円増加しております。

当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期首残高は136百万円減少するとともに、利益剰余金の期首残高は12百万円増加しております。

また、当連結会計年度の1株当たり純資産額は1.26円減少するとともに、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ0.25円増加しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「繰延税金負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に表示していた416百万円は、「繰延税金負債」26百万円、「その他」390百万円として組み替えております

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「補助金収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「補助金収入」に表示していた126百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,976百万円	2,149百万円

2 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
T E エナジー(株)	300百万円	300百万円
(株)ノベルクリスタルテクノロジー		30
計	300	330

3 当社は、流動性資金を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,500百万円	2,500百万円
借入実行残高		
差引額	2,500	2,500

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
従業員給与手当	6,032百万円	5,941百万円
退職給付費用	563	449
研究開発費	1,179	1,182
荷造運賃	1,980	1,942
役員賞与引当金繰入額	67	65
賞与引当金繰入額	671	637

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
	1,233百万円	1,240百万円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
建物及び構築物	8百万円	54百万円
機械装置及び運搬具	17	7
工具、器具及び備品	0	0
土地	146	16
計	172	78

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	16百万円	17百万円
機械装置及び運搬具	10	22
工具、器具及び備品	15	8
その他	0	0
計	43	49

5 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
368百万円	210百万円

6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

事業・場所	用途	種類
電子部品関連事業 (静岡県浜松市)	工場	機械装置及び車両運搬具、工具、器具及び備品、投資その他(共同用地)

減損損失を認識するに至った経緯

平成28年1月27日開催の当社取締役会において、連結子会社である(株)光波の浜松工場を閉鎖することを決議いたしました。よって、浜松工場の減損損失を認識するものであります。

減損損失の金額 76百万円

(資産別内訳)

機械装置及び車両運搬具	7百万円
工具、器具及び備品	0百万円
投資その他	56百万円
移転費用等	10百万円

資産のグルーピングの方法

当社グループは事業の区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて、資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額については、不動産鑑定評価等に基づく正味売却価額により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	408百万円	336百万円
組替調整額	0	
税効果調整前	408	336
税効果額	100	55
その他有価証券評価差額金	308	281
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	10	3
組替調整額		
税効果調整前	10	3
税効果額		1
繰延ヘッジ損益	10	2
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,956	867
組替調整額	259	
税効果調整前	2,215	867
税効果額		
為替換算調整勘定	2,215	867
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	362	1,636
組替調整額	162	48
税効果調整前	524	1,587
税効果額	3	10
退職給付に係る調整額	521	1,577
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	144	79
その他の包括利益合計	3,199	2,807

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	82,771			82,771
合計	82,771			82,771
自己株式				
普通株式(注)1,2	758	23	5	775
合計	758	23	5	775

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加23千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、新株予約権方式によるストックオプションの行使による減少5千株及び単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストックオプションとしての新株予約権						115
合計							115

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	246	3	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	246	3	平成26年9月30日	平成26年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	327	利益剰余金	4	平成27年3月31日	平成27年6月29日

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	82,771			82,771
合計	82,771			82,771
自己株式				
普通株式（注）1, 2	775	19	35	759
合計	775	19	35	759

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加19千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少35千株は、新株予約権方式によるストックオプションの行使による減少34千株及び単元未満株式の買増請求による減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権						120
	合計						120

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	327	4	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	245	3	平成27年9月30日	平成27年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	328	利益剰余金	4	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	11,816百万円	15,133百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	126	115
現金及び現金同等物	11,689	15,017

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

電子部品関連事業における生産設備(機械及び装置)であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

電子部品関連事業における生産設備(機械及び装置)及び研究開発設備(工具、器具及び備品)並びにIT関連設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	227	239
1年超	645	516
合計	873	755

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、主として中長期的な運転資金・設備投資資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金・設備投資資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。大部分の長期借入金は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い大手金融機関のみを取引相手としており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、取引の目的・内容・取引相手・保有リスト及び損失の限度額・リスク額の報告体制等、取締役会にて定めた社内規程があり、これに基づいて取引及びリスク管理の運営を行っております。社内規程における限度を超えて取引を行う場合には、取締役会の承認を必要としております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	11,816	11,816	
(2) 受取手形及び売掛金	23,684	23,684	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,989	1,989	
資産計	37,490	37,490	
(1) 支払手形及び買掛金	11,656	11,656	
(2) 短期借入金	5,905	5,905	
(3) 1年内返済予定の長期借入金	872	879	6
(4) 長期借入金	14,913	15,129	215
(5) リース債務	918	917	0
負債計	34,266	34,488	221
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されてい ないもの ヘッジ会計が適用されてい るもの	2	2	
デリバティブ取引計	2	2	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	15,133	15,133	
(2) 受取手形及び売掛金	21,518	21,518	
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,772	1,772	
資産計	38,423	38,423	
(1) 支払手形及び買掛金	10,844	10,844	
(2) 短期借入金	4,864	4,864	
(3) 1年内返済予定の長期借入金	5,492	5,524	31
(4) 長期借入金	9,421	9,570	149
(5) リース債務	832	814	17
負債計	31,455	31,618	163
デリバティブ取引(*) ヘッジ会計が適用されてい ないもの ヘッジ会計が適用されてい るもの	0	0	
デリバティブ取引計	0	0	

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	2,029	2,160

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金及び預金	11,816	
受取手形及び売掛金	23,684	
合計	35,500	

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)
現金及び預金	15,133	
受取手形及び売掛金	21,518	
合計	36,651	

4. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
短期借入金	5,905				
長期借入金	872	5,492	3,457	5,881	82
リース債務	371	297	143	96	9
合計	7,149	5,790	3,600	5,978	91

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,864					
長期借入金	5,492	3,457	5,881	82		
リース債務	344	189	143	58	30	66
合計	10,701	3,646	6,025	140	30	66

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,716	998	718
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	194	243	48
	その他	78	97	18
	小計	273	340	67
合計		1,989	1,339	650

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 53百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	966	482	483
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	746	878	131
	その他	59	97	37
	小計	806	975	169
合計		1,772	1,458	314

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 10百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1	0	
合計	1	0	

当連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、有価証券について42百万円(その他有価証券の株式42百万円)減損処理を行っておりません。

なお、時価のない株式については、期末の財政状態及び今後の収益性等を考慮し、実質価額の低下があると認められた場合に、必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	2,964		(*)
	米ドル				
	ユーロ	93	(*)		
原則的処理方法	買建	外貨建予定取引	18		0
	米ドル				
	買建	外貨建予定取引	142	3	
合計			3,777		3

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	1,859		(*)
	米ドル				
	ユーロ	45	(*)		
原則的処理方法	買建	外貨建予定取引	9		0
	米ドル				
	買建	外貨建予定取引	12	0	
合計			3,294		0

(*) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2)金利関連

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	12,483	11,862	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	11,862	7,022	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社1社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、また、国内連結子会社である㈱光波は、確定給付型の制度として、厚生年金基金、規約型企業年金制度及び退職一時金制度を設けており、別に、国内連結子会社2社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。なお、一部の国内連結会社では、退職一時金について、簡便法を適用しております。

一部の海外連結子会社でも、確定給付型の企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、当社において退職給付信託を設定しております。

なお、当社及び一部の国内連結子会社は、平成23年1月に確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しており、一部の海外連結子会社でも、確定給付年金制度とは別に確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	10,695百万円	11,658百万円
勤務費用	383	426
利息費用	217	175
数理計算上の差異の発生額	666	1,117
退職給付の支払額	429	580
為替換算による影響額	125	78
簡便法から原則法への変更に伴う増加額		33
その他	0	0
退職給付債務の期末残高	11,658	12,751

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	8,224百万円	9,916百万円
期待運用収益	162	224
数理計算上の差異の発生額	1,031	564
事業主からの拠出額	777	771
退職給付の支払額	366	447
為替換算による影響額	86	46
年金資産の期末残高	9,916	9,853

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	107百万円	118百万円
退職給付費用	16	12
退職給付の支払額	5	7
簡便法から原則法への変更に伴う減少額		15
退職給付に係る負債の期末残高	118	107

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,273百万円	12,366百万円
年金資産	9,916	9,853
	1,357	2,513
非積立型制度の退職給付債務	503	493
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,860	3,006
退職給付に係る負債	2,765	3,251
退職給付に係る資産	904	245
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,860	3,006

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
勤務費用	400百万円	439百万円
利息費用	217	175
期待運用収益	162	224
数理計算上の差異の費用処理額	233	78
過去勤務費用の費用処理額	73	29
特別退職金		191
簡便法から原則法への変更に伴う費用処理額		17
その他	4	2
確定給付制度に係る退職給付費用	620	650

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
過去勤務費用	72百万円	29百万円
数理計算上の差異	597	1,558
合計	524	1,587

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
未認識過去勤務費用	223百万円	193百万円
未認識数理計算上の差異	826	2,384
合計	602	2,190

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
債券	35%	35%
株式	47	44
生保一般勘定	11	12
現金及び預金	2	1
その他	5	8
合計	100	100

(注) 年金資産合計には、当社が企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託(株式、現金及び預金)が前連結会計年度23%、当連結会計年度19%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
割引率	1.0～5.3%	0.0～5.3%
長期期待運用収益率	1.1～2.9%	1.8～3.1%
予想昇給率	3.9～4.4%	3.9～5.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度182百万円、当連結会計年度185百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	16	15

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	株式会社タムラ製作所 第2回新株予約権 平成17年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第3回新株予約権 平成18年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第4回新株予約権 平成19年6月28日決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 9名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 7名
ストックオプション数	普通株式 35,000株	普通株式 28,000株	普通株式 30,000株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月1日	平成19年7月1日
権利確定条件	取締役及び執行役員の退任	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	取締役及び執行役員の退任 日の翌日から5年間	自 平成18年7月1日 至 平成48年6月30日	自 平成19年7月1日 至 平成49年6月30日

	株式会社タムラ製作所 第5回新株予約権 平成20年6月27日決議	株式会社タムラ製作所 第6回新株予約権 平成21年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第7回新株予約権 平成22年6月29日決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 4名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名
ストックオプション数	普通株式 42,000株	普通株式 77,000株	普通株式 52,000株
付与日	平成20年7月1日	平成21年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	取締役及び執行役員の退任	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成50年6月30日	自 平成21年7月1日 至 平成51年6月30日	自 平成22年7月1日 至 平成52年6月30日

	株式会社タムラ製作所 第8回新株予約権 平成23年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第9回新株予約権 平成24年6月28日決議	株式会社タムラ製作所 第10回新株予約権 平成25年6月27日決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名
ストックオプション数	普通株式 65,000株	普通株式 72,000株	普通株式 78,000株
付与日	平成23年7月1日	平成24年7月1日	平成25年7月1日
権利確定条件	取締役及び執行役員の退任	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成53年6月30日	自 平成24年7月1日 至 平成54年6月30日	自 平成25年7月1日 至 平成55年6月30日

	株式会社タムラ製作所 第11回新株予約権 平成26年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第12回新株予約権 平成27年6月26日決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く)6名 当社執行役員 6名	当社取締役 (社外取締役を除く)7名 当社執行役員 5名
ストックオプション数	普通株式 52,000株	普通株式 36,000株
付与日	平成26年7月1日	平成27年7月1日
権利確定条件	取締役及び執行役員の退任	取締役及び執行役員の退任
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成56年6月30日	自 平成27年7月1日 至 平成57年6月30日

(注) 当社のストックオプションは平成17年6月の役員退職慰労金制度の廃止に伴う株式報酬型ストックオプションであります。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年3月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	株式会社タムラ製作所 第2回新株予約権 平成17年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第3回新株予約権 平成18年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第4回新株予約権 平成19年6月28日決議
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	13,000	13,000	16,000
付与			
失効			
権利確定			
未確定残	13,000	13,000	16,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,000	2,000	2,000
権利確定			
権利行使	2,000	2,000	2,000
失効			
未行使残			

	株式会社タムラ製作所 第5回新株予約権 平成20年6月27日決議	株式会社タムラ製作所 第6回新株予約権 平成21年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第7回新株予約権 平成22年6月29日決議
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	23,000	59,000	42,000
付与			
失効			
権利確定			
未確定残	23,000	59,000	42,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,000	8,000	4,000
権利確定			
権利行使	3,000	8,000	4,000
失効			
未行使残			

	株式会社タムラ製作所 第8回新株予約権 平成23年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第9回新株予約権 平成24年6月28日決議	株式会社タムラ製作所 第10回新株予約権 平成25年6月27日決議
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	51,000	65,000	78,000
付与			
失効			
権利確定	5,000	4,000	4,000
未確定残	46,000	61,000	74,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	10,000	7,000	
権利確定	5,000	4,000	4,000
権利行使	6,000	7,000	
失効			
未行使残	9,000	4,000	4,000

	株式会社タムラ製作所 第11回新株予約権 平成26年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第12回新株予約権 平成27年6月26日決議
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	52,000	
付与		36,000
失効		1,000
権利確定	2,000	
未確定残	50,000	35,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末		
権利確定	2,000	
権利行使		
失効		
未行使残	2,000	

単価情報

	株式会社タムラ製作所 第2回新株予約権 平成17年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第3回新株予約権 平成18年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第4回新株予約権 平成19年6月28日決議
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	241	241	241
公正な評価単価(付与日)(円)		464	653

	株式会社タムラ製作所 第5回新株予約権 平成20年6月27日決議	株式会社タムラ製作所 第6回新株予約権 平成21年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第7回新株予約権 平成22年6月29日決議
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	241	415	241
公正な評価単価(付与日)(円)	426	348	203

	株式会社タムラ製作所 第8回新株予約権 平成23年6月29日決議	株式会社タムラ製作所 第9回新株予約権 平成24年6月28日決議	株式会社タムラ製作所 第10回新株予約権 平成25年6月27日決議
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	241	241	
公正な評価単価(付与日)(円)	203	151	163

	株式会社タムラ製作所 第11回新株予約権 平成26年6月26日決議	株式会社タムラ製作所 第12回新株予約権 平成27年6月26日決議
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)		
公正な評価単価(付与日)(円)	321	423

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

株式会社タムラ製作所第12回新株予約権

	株式会社タムラ製作所 第12回新株予約権 平成27年6月26日決議
株価変動性(注)1	43.31%
予想残存期間(注)2	10年
予想配当(注)3	7円/株
無リスク利率(注)4	0.45%

(注)1. 平成17年4月から平成27年6月までの月次株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の1/3期間において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成27年3月期の配当実績と当社配当政策及び過去実績に基づき見積もっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の平均利回りであります。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映される方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	30百万円	53百万円
賞与引当金	340	318
減価償却超過額	5	3
退職給付に係る負債	1,124	969
ゴルフ会員権評価損	58	53
繰越欠損金	3,031	2,374
投資有価証券評価損	364	280
減損損失	94	142
その他	524	444
繰延税金資産小計	5,576	4,641
評価性引当額	4,522	3,778
繰延税金資産合計	1,053	862
繰延税金負債		
₁ 其他有価証券評価差額金	172	117
₂ 子会社の留保利益金		439
₃ その他		0
繰延税金負債合計	172	557
繰延税金資産(負債)の純額	881	305

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	624百万円	578百万円
固定資産 - 繰延税金資産	287	122
流動負債 - その他	5	0
固定負債 - 繰延税金負債	26	395

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35%	33%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.7	0.3
住民税均等割等	0.8	0.9
のれん償却額	2.9	1.0
持分法による投資損益	3.9	2.5
海外子会社税率差異	13.9	2.2
評価性引当額の増減	1.1	1.6
外国法人税	3.8	8.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.6	1.2
子会社の留保利益金		12.3
その他	1.0	2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2	49.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.0%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は24百万円減少し、法人税等調整額が32百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は4百万円減少し、法人税等調整額は4百万円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務については重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は製品群別の事業部を置き、各事業部は取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業部を基礎とした製品群別のセグメントから構成されており、「電子部品関連事業」、「電子化学実装関連事業」、「情報機器関連事業」の3区分を報告セグメントとしております。

「電子部品関連事業」は、各種トランス、ACアダプター、スイッチング電源ユニット、圧電セラミック製品、LED関連製品等を生産しております。

「電子化学実装関連事業」は、フラックス、ソルダーペースト、液状レジスト及び自動はんだ付装置等を生産しております。

「情報機器関連事業」は、通信ネットワーク機器、放送機器、ワイヤレスマイク、情報応用機器等を生産しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	57,738	24,365	4,123	86,227	21	86,248	-	86,248
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	74	59	134	668	802	802	-
計	57,738	24,439	4,183	86,361	689	87,051	802	86,248
セグメント利益又は損 失()	1,486	2,940	379	4,806	42	4,763	734	4,029
その他の項目								
減価償却費	1,299	910	87	2,296	38	2,335	16	2,352
のれんの償却額	116	0	-	117	-	117	-	117
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,764	1,153	69	2,987	16	3,004	0	3,004

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	54,602	24,741	5,251	84,595	47	84,642	-	84,642
セグメント間の内部 売上高又は振替高	23	130	32	185	627	813	813	-
計	54,625	24,872	5,283	84,781	675	85,456	813	84,642
セグメント利益又は損 失()	974	3,182	678	4,835	13	4,821	554	4,266
その他の項目								
減価償却費	1,376	1,071	135	2,583	26	2,610	49	2,659
のれんの償却額	105	-	-	105	-	105	-	105
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,538	631	159	2,329	52	2,382	7	2,389

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

セグメント利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	54	61
全社費用	788	616
合計	734	554

全社費用は、主に各報告セグメントに配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に各報告セグメントに配賦していない本社部門の未来開発研究用資産に係る減価償却費発生額並びに設備投資額であります。

5. 当社は、事業セグメントに資産を配分しておりません。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」等を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益が、それぞれ「電子部品関連事業」で20百万円、「電子化学実装関連事業」で0百万円増加しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	57,738	24,365	4,123	21	86,248

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	ヨーロッパ	南北アメリカ	その他	合計
39,001	36,561	7,723	2,958	3	86,248

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	ヨーロッパ	南北アメリカ	合計
11,741	7,342	459	219	19,762

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	54,602	24,741	5,251	47	84,642

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	ヨーロッパ	南北アメリカ	その他	合計
36,563	38,554	5,881	3,643	1	84,642

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	アジア	ヨーロッパ	南北アメリカ	合計
11,593	6,825	379	205	19,003

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	その他事業	合計
減損損失	76	-	-	-	76

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	その他事業	合計
当期償却額	116	0	-	-	117
当期末残高	718	2	-	-	721

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	電子部品 関連事業	電子化学実装 関連事業	情報機器 関連事業	その他事業	合計
当期償却額	105	-	-	-	105
当期末残高	462	-	-	-	462

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員の近親者	田村 逸也	-	-	当社相談役	（被所有） 直接 0.0	相談役報酬の支払	相談役報酬の支払	10	-	-

（注）1．当社代表取締役社長田村直樹の実父であり、当社の代表取締役会長及び社長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈等をもとに当社に対して助言指導を行っております。

なお、相談役報酬については、当社内規に基づいて決定しております。

2．取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	463.03円	442.05円
1株当たり当期純利益金額	37.88円	21.75円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	37.68円	21.62円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	3,106	1,783
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額(百万円)	3,106	1,783
普通株式の期中平均株式数(千株)	82,006	81,995
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)		
普通株式増加数(千株)	436	466
(うち新株予約権(千株))	(436)	(466)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,905	4,864	1.08	
1年以内に返済予定の長期借入金	872	5,492	1.55	
1年以内に返済予定のリース債務	371	344	2.42	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,913	9,421	1.37	平成29年～平成31年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	546	487	2.16	平成29年～平成35年
合計	22,610	20,611		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	3,457	5,881	82		
リース債務	189	143	58	30	66

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	19,725	41,731	62,344	84,642
税金等調整前四半期 (当期) 純利益金額 (百万円)	760	1,851	2,818	3,558
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益金額 (百万 円)	344	1,232	1,766	1,783
1 株当たり四半期 (当期) 純 利益金額 (円)	4.20	15.03	21.54	21.75

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	4.20	10.82	6.52	0.20

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,107	5,486
受取手形	542	444
売掛金	1 12,411	1 12,502
商品及び製品	1,830	1,999
仕掛品	621	772
原材料及び貯蔵品	1,184	1,002
繰延税金資産	412	342
短期貸付金	1 4,102	1 1,457
未収入金	1 1,260	1 1,769
その他	1 378	1 269
貸倒引当金	71	74
流動資産合計	25,780	25,974
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,775	3,566
構築物	75	96
機械及び装置	857	984
車両運搬具	5	3
工具、器具及び備品	697	582
土地	4,929	4,908
リース資産	434	290
建設仮勘定	194	310
有形固定資産合計	10,969	10,743
無形固定資産		
借地権	142	142
ソフトウェア	80	104
リース資産	299	256
その他	27	96
無形固定資産合計	550	600
投資その他の資産		
投資有価証券	1,823	1,625
関係会社株式	20,164	19,721
長期貸付金	1 380	1 451
繰延税金資産	73	90
その他	880	1,389
貸倒引当金	140	127
投資その他の資産合計	23,182	23,150
固定資産合計	34,702	34,494
資産合計	60,483	60,469

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,914	1,783
買掛金	1 3,239	1 4,126
短期借入金	1 2,225	1 2,375
1年内返済予定の長期借入金	872	5,492
リース債務	353	305
未払金	31	72
未払費用	1 651	1 612
未払法人税等	51	167
預り金	409	324
賞与引当金	779	848
役員賞与引当金	50	50
その他	1 262	1 96
流動負債合計	10,840	16,254
固定負債		
長期借入金	14,913	9,421
リース債務	521	328
債務保証損失引当金	20	19
退職給付引当金	1,196	1,304
長期預り保証金	189	200
その他	110	329
固定負債合計	16,952	11,602
負債合計	27,793	27,857
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,829	11,829
資本剰余金		
資本準備金	17,172	17,172
その他資本剰余金	0	-
資本剰余金合計	17,173	17,172
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,455	3,606
利益剰余金合計	3,455	3,606
自己株式	288	283
株主資本合計	32,169	32,325
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	403	165
繰延ヘッジ損益	2	0
評価・換算差額等合計	405	165
新株予約権	115	120
純資産合計	32,690	32,611
負債純資産合計	60,483	60,469

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1 40,375	1 41,440
売上原価	1 28,691	1 29,165
売上総利益	11,683	12,275
販売費及び一般管理費	2 11,108	2 11,230
営業利益	574	1,044
営業外収益		
受取利息	1 77	1 49
受取配当金	1 753	1 1,457
為替差益	234	-
その他	1 169	1 137
営業外収益合計	1,234	1,644
営業外費用		
支払利息	1 275	1 265
為替差損	-	86
その他	86	51
営業外費用合計	362	403
経常利益	1,447	2,285
特別利益		
固定資産売却益	12	70
抱合せ株式消滅差益	-	5
補助金収入	-	64
特別利益合計	12	140
特別損失		
固定資産除売却損	20	20
投資有価証券評価損	-	42
関係会社株式評価損	586	161
関係会社支援損	-	3 1,110
特別損失合計	607	1,335
税引前当期純利益	852	1,091
法人税、住民税及び事業税	166	260
法人税等調整額	58	102
法人税等合計	225	363
当期純利益	627	727

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	11,829	17,172	-	17,172	3,321	3,321	281	32,042	
当期変動額									
剰余金の配当					492	492		492	
当期純利益					627	627		627	
自己株式の取得							9	9	
自己株式の処分			0	0	0	0	2	1	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	134	134	7	127	
当期末残高	11,829	17,172	0	17,173	3,455	3,455	288	32,169	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	127	8	119	99	32,261
当期変動額					
剰余金の配当					492
当期純利益					627
自己株式の取得					9
自己株式の処分					1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	275	10	286	15	301
当期変動額合計	275	10	286	15	429
当期末残高	403	2	405	115	32,690

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	11,829	17,172	0	17,173	3,455	3,455	288	32,169	
当期変動額									
剰余金の配当					573	573		573	
当期純利益					727	727		727	
自己株式の取得							8	8	
自己株式の処分			0	0	3	3	13	9	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	150	150	5	155	
当期末残高	11,829	17,172	-	17,172	3,606	3,606	283	32,325	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	403	2	405	115	32,690
当期変動額					
剰余金の配当					573
当期純利益					727
自己株式の取得					8
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	238	2	240	5	234
当期変動額合計	238	2	240	5	78
当期末残高	165	0	165	120	32,611

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品

電子部品、電子化学及び情報機器関連事業

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

実装装置関連事業

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法より算定)を採用しております。

商品及び原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法より算定)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法より算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～54年

構築物 6年～50年

機械及び装置 2年～15年

車両運搬具 4年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えて、当事業年度における賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込み額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を採用し、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段
デリバティブ取引(為替予約等及び金利スワップ取引)
- ・ヘッジ対象
外貨建債権、外貨建債務、外貨建予定取引及び借入金利息

(3) ヘッジ方針

為替相場変動リスクの回避及び利息の固定化

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して判定しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	8,377百万円	6,173百万円
長期金銭債権	380	451
短期金銭債務	3,665	4,905

2. 他の会社の金融機関からの借入債務等に対し、保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
タムラ電子(マレーシア)株	337百万円 (10,165千M\$) (28千US\$)	タムラ電子(マレーシア)株 246百万円 (8,465千M\$) (千US\$)
田村香港(有)	1,005百万円 (8,300千US\$)	田村香港(有) 1,011百万円 (8,900千US\$)
タムラ・ヨーロッパ・リミテッド	1,575百万円 (200千STG) (11,677千EUR)	タムラ・ヨーロッパ・リミテッド 1,456百万円 (200千STG) (11,018千EUR)
タムラ・コーポレーション・オブ・アメリカ	529百万円 (4,368千US\$)	タムラ・コーポレーション・オブ・アメリカ 504百万円 (4,440千US\$)
タムラ化研(U.K.)株	94百万円 (520千STG)	タムラ化研(U.K.)株 53百万円 (320千STG)
上海祥楽田村電化工業(有)	160百万円	上海祥楽田村電化工業(有) 百万円
タムラシンガポール株	593百万円 (4,900千US\$)	タムラシンガポール株 193百万円 (1,700千US\$)
田村化研科技(股)	百万円 (千NT\$)	田村化研科技(股) 394百万円 (112,000千NT\$)
T E エナジー株	300百万円	T E エナジー株 300百万円
株ノベルクリスタルテクノロジー	百万円	株ノベルクリスタルテクノロジー 30百万円
計	4,597百万円	計 4,191百万円

3. 当社は、流動性資金を確保し、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出コミットメントの総額	2,500百万円	2,500百万円
借入実行残高		
差引額	2,500	2,500

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	10,141百万円	9,938百万円
仕入高	14,903	16,269
営業取引以外の取引による取引高	893	2,656

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24%、当事業年度22%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度76%、当事業年度78%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料及び手当	3,146百万円	3,203百万円
賞与引当金繰入額	594	591
役員賞与引当金繰入額	50	50
減価償却費	646	722

3. 当事業年度の関係会社支援損は、連結子会社に対する債権放棄によるものであります。

(有価証券関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	20,164

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について586百万円(子会社株式586百万円)減損処理を行っております。

なお、時価のない株式については、期末の財政状態及び今後の収益性等を考慮し、実質価額の低下があると認められた場合に、必要と認められた額について減損処理を行っております

当事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	19,721

減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について161百万円(子会社株式161百万円)減損処理を行っております。

なお、時価のない株式については、期末の財政状態及び今後の収益性等を考慮し、実質価額の低下があると認められた場合に、必要と認められた額について減損処理を行っております

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	257百万円	254百万円
減価償却超過額	18	17
貸倒引当金	66	57
退職給付引当金	1,001	798
投資有価証券評価損	117	89
関係会社株式評価損	1,861	1,740
ゴルフ会員権評価損	52	47
繰越欠損金	1,406	1,200
その他	186	271
繰延税金資産小計	4,969	4,477
評価性引当額	4,344	3,941
繰延税金資産合計	624	536
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	137	103
繰延ヘッジ損益	1	0
繰延税金負債合計	138	103
繰延税金資産(負債)の純額	486	433

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	412百万円	342百万円
固定資産 - 繰延税金資産	73	90

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.0%	33.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6	36.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.6	41.0
外国法人税	16.9	19.9
評価性引当額の増減	0.5	14.4
住民税均等割等	1.0	1.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.4	4.9
税額控除等	3.7	6.3
その他	0.8	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.4	33.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32%から平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は28百万円減少し、法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金が6百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除限度額が平成28年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の60相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の55相当額に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は4百万円減少し、法人税等調整額は4百万円増加しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	3,775	153	76	287	3,566	6,545
	構築物	75	35	0	13	96	467
	機械及び装置	857	438	1	309	984	5,919
	車両運搬具	5	2	2	2	3	39
	工具、器具及び備品	697	341	65	389	582	5,326
	土地	4,929	-	21	-	4,908	-
	リース資産	434	30	8	164	290	971
	建設仮勘定	194	355	240	-	310	-
	計	10,969	1,358	417	1,167	10,743	19,269
無形固 定資産	借地権	142	-	-	-	142	-
	ソフトウェア	80	56	-	32	104	-
	リース資産	299	88	0	131	256	-
	その他	27	77	-	8	96	-
		計	550	222	0	172	600

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	211	3	13	201
賞与引当金	779	848	779	848
役員賞与引当金	50	50	50	50
債務保証損失引当金	20	-	1	19

(注) 貸倒引当金の当期減少額は洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 http://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/index.html
株主に対する特典	なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第92期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第93期第1四半期）（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

（第93期第2四半期）（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

（第93期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）平成28年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

株式会社タムラ製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タムラ製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社タムラ製作所の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社タムラ製作所が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月28日

株式会社タムラ製作所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯畑 史朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タムラ製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タムラ製作所の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。